
令和2年 第3回 築上町議会定例会会議録 (第4日)

令和2年9月10日 (木曜日)

議事日程 (第4号)

令和2年9月10日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員 (12名)

1番 吉原 秀樹君	2番 江本 守君
3番 池永 巖君	4番 鞆野 希昭君
5番 工藤 久司君	6番 北代 恵君
7番 宗 晶子君	9番 信田 博見君
10番 田原 宗憲君	11番 塩田 文男君
12番 武道 修司君	13番 池亀 豊君

欠席議員 (2名)

8番 丸山 年弘君	14番 田村 兼光君
-----------	------------

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 西田 哲幸君	総務係長 城山 琴美君
-----------	-------------

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	新川 久三君	副町長 ……………	八野 紘海君
教育長 ……………	久保ひろみ君		
会計管理者兼会計課長 ……………			永野 賀子君
総務課長 ……………	元島 信一君	財政課長 ……………	椎野 満博君

企画振興課長	……………	桑野 智君	人権課長	……………	神崎 博子君
税務課長	……………	今富 義昭君	住民課長	……………	吉川 千保君
福祉課長	……………	種子 祐彦君	産業課長	……………	鍛冶 孝広君
建設課長	……………	神崎 秀一君	都市政策課長	……………	首藤 裕幸君
上下水道課長	……………	福田 記久君	総合管理課長	……………	石井 紫君
環境課長	……………	武道 博君	学校教育課長	……………	野正 修司君
生涯学習課長	……………	古市 照雄君	監査事務局長	……………	横内 秀樹君

質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
宗 晶子	<p>1. 災害被害発生後の対応役割分担、及び、災害備蓄品管理の考え方</p> <p>2. 包括業務委託事業により住民サービスは向上したか</p> <p>3. 一連の不祥事への再発防止対策は</p>	<p>①災害被害発生時における対応（通報から回答まで）の役割分担は</p> <p>②連絡に対する回答の責任は誰が担うのか</p> <p>③災害時に活用する備蓄品の配布基準について問う どの程度の災害時に誰を対象に配布するのか</p> <p>④備蓄品の更新回数を増やす検討を求めるが</p> <p>①住民サービスはどのように向上したか</p> <p>②業務委託の指揮命令はどのように実施されているのか</p> <p>③次年度以降の契約は</p> <p>①公文書偽造及び虚偽報告の職員懲戒処分については再発防止委員会を設置する報告がされたが、官製談合防止法違反事件に関しては、なぜ、町民に対して事実を明らかにし、再発防止に取り組まないのか 両者の違いについて説明を</p>
池亀 豊	<p>1. 新型コロナウイルス対策について</p> <p>2. 築城基地滑走路延長事業環境影響調査計画書の公示に伴う説明会について</p> <p>3. 築上町営住宅管理条例施行規則について</p> <p>4. 入札について</p>	<p>①PCR検査について</p> <p>②学校での3密回避について</p> <p>③家計支援について</p> <p>①町民の方が一番懸念している騒音、航空機の運航による騒音が評価項目から外されているが、町の考えは</p> <p>①第2条の2の「ただし町長が特別の事由があると認めるときは」の特別の事由について</p> <p>①新聞（令和2年6月19日西日本）で九州大学院法学研究院の嶋田暁文教授が「行政と議員・議会とのいびつな関係が浮き彫りになった」と述べているが、いびつな関係とはどういう関係か</p>
工藤 久司	<p>1. 小中学校の行事・部活動について</p> <p>2. 公共施設の統廃合について</p>	<p>①コロナ禍で学校行事や部活動はどの様に対応しているのか又対応していくのか</p> <p>①合併後も施設の統廃合は進んでいない 各課に分散している管理業務を一本化することで維持管理費や職員の事務負担も軽減できると思うが</p>

質問者	質問事項	質問の要旨
	3. 職員の研修について	①職員の不祥事案が続くがこれまでの事案を検証し対策を講じるべきではないか
	4. 危機管理について	①新型コロナウイルスや自然災害（台風、豪雨、地震等）に対するこれまでの取り組みと今後の対策について
信田 博見	1. 高齢者に対する買い物支援について	①築上町独自の対策はないか ②オンライン買い物システムの導入は（町がショップをつくる できないか） ③社会福祉協議会に委託している配食サービスにお願いできないか
	2. 図書館について	①支所に図書館を、は実現するか ②図書館でのイベントはどういうことをしているのか ③読書通帳の利用周知を

午前10時00分開議

○議長（武道 修司君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（武道 修司君） 日程第1、一般質問です。

発言は、昨日の続きの議員からといたします。

質問は前の質問者席から行ってください。

答弁を行う者は、所属と氏名を告げて発言をしてください。

これより順番に発言を許します。

6番目に**7番、宗晶子議員。**

○議員（7番 宗 晶子君） おはようございます。7番、宗晶子でございます。今日はよろしくお願いいたします。

まず、災害時における対応の役割分担及び備蓄品管理の考え方はということで、4点、質問に上げさせていただきました。

まず、①番から質問をさせていただきます。

災害被害発生時における対応（通報から回答まで）の役割分担はと①に通告させていただきました。災害発生時の対応について、住民から役場に連絡があつてからすぐ対処できるものとはできないものもあると思います。

対策本部設置中は、住民からの連絡に対して技術班の職員さんが現場確認を行い、しかるべき指示を行う。そして応急的な対応をされるとのお話は、前臨時議会で御答弁をいただきました。しかし、災害対策本部閉鎖後の災害復旧対策について被害連絡をされた住民への回答は、どのように実施しているかという問いに御答弁くださったのは、建設課長ですね。

そこで、まず現状を総務課長にお尋ねしたいと思います。

災害対策本部閉鎖後の現場確認を行い、予算を伴う災害復旧をするかしないかの判断を行うのは、受付は建設課だと思うんですが、どのような所管の課が、それを受け、検討しているのかを御回答をお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。

災害対策本部閉鎖後につきましては、各所管課の、例えば産業課の所管する部分、建設課のほうの所管する分、もしくは各建物等の分を含めまして各所管課のほうで点検といたしますか、やっ

ていただくようにしております。

また、住民の方から御相談がある分につきましては、建設課所管の分に関しましては、建設課に直接住民の方が御連絡されたり、自治会長を通じて連絡があるようになっております。その対応につきましては、各所管課のほうで対応していただいて、最終的には現場確認をして写真等を撮り、町長まで報告をするようになっております。

今、予算の範囲内で、軽微な分につきましては予算の範囲内でする分は速やかに対応を行いますし、大規模な災害等につきましては、別途予算を補正予算等を組みまして、議会が開ける緊急を要する分につきましては、予算の専決、臨時議会を開催できる場合であれば、その分を予算を計上いたしまして対応に当たるというふうにやっております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） よく分かりました。業務の内容を確認するのは各所管で行いまして、その課で対応していく。そして最後の回答が来て完了しましたという報告は町長にということで、多岐にわたった回答で、前回の臨時議会で建設課長だけが御答弁をくださったのは、議会上がっていた予算が建設課の予算だったからということですね。よく分かりました。はい。

では、住民からの連絡について、災害対策本部設置時は本部が集約、それは間違いありません。本部がないときは、総務課等が受ければ各課に回すということ間違いありません。

では、通報の全てですね。今、各課とおっしゃいましたけれども、通報の全ての進捗状況は、防災とか危機管理を担うのは、総務課の地域安全係になるのかと思いますけれども、総務課は通報の全ての進捗状況については、一括して把握したりはしているのでしょうか。現状をお答えください。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。

大規模な災害等につきましては、現場確認をいただいた分について、各課のほうで現場確認をした分につきましては、総務課の地域安全係も町長に決裁をする前に、こちらのほうの分も写真等の分は、合議といいますか、合議で見っております。軽微なものにつきましては、こちらの総務課の地域安全係のほうには報告はございません。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） ありがとうございます。大規模は総務課で管理し、町長にも報告ということで、軽微なものは、もう各課の中で扱っているということですね。よく分かりました。

例えば、災害が発生して連絡がありました。その回答は、どれぐらいの期間でするようという

ことを総務課は指示したりとか、大規模なもの、軽微なものにかかわらず、大体住民の方は回答を待っていると思うんですけれども、それをどれぐらいの期間内にするようにとかいうことは、総務課のほうで各課に指示とかはしているのでしょうか。御回答をお願いします。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。

期間につきましては、指示はしておりませんが、住民の方につきましては、なるべく早く回答を頂きたいというのが住民の方のお願いだと思いますので、そういう確認後、いついつぐらいにそういう復旧のめどを立てるということに関しては、各所管課のほうで判断をいただいているところでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） なるべく早くという住民の方の思いを今日お伝えしたかったので、御理解くださいますとありがとうございます。

①の質問で、役割の確認ができたところで、そのまま②の質問をさせていただきます。

②に、連絡に対する回答の責任は、誰が担うのかと通告させていただきました。

町に災害被害の連絡をされるのは自治会長様が多いと思います。その自治会長をはじめとする住民の方は、災害以外の箇所が、公費で災害復旧できるのかできないのかを一日でも早く知ることができ、できないのであれば自分たちで何とかするし、できるのであれば公費でお願いするしということで、災害復旧に取り組みたいと考えられていると思います。

しかし、先月の臨時議会で、災害対策本部の閉鎖後の災害復旧対策につきまして、住民への回答についての建設課長の御答弁、そして、それでちょっと分からなかったので情報開示請求をさせていただいたんですけれども、両者は同じだったので情報開示請求の御回答を読み上げさせていただきます。

「住民からの連絡を受け、職員が現地調査に向かいます。被災施設の確認等を行い、建設課で対応可能な施設について、どのような方法で復旧するか検討を行います。その後、自治会長や連絡者に回答を行います」と、丁寧ですが、ごくごく当然のことが書かれているだけでした。

私が、今回しつこく一般質問に取り上げさせていただきましたのは、今申し上げた当たり前の、町が連絡者へ復旧の回答をすることが滞っている。つまり遅いという住民の方からの御相談を頂いたからなんです。

災害の現地確認は職員によって実施されたが、その後の回答がなかなか来ないというお声が多いからなんです。災害後には調査する箇所が多くて回答に時間がかかると思います。しかし、災害発生からせめて1か月後ぐらいには、公費対応ができる、できそう、相談中か、できないの回

答は出せないものでしょうかと質問させていただきたいと思います。建設課長、御答弁をお願いします。

○議長（武道 修司君） 神崎建設課長。

○建設課長（神崎 秀一君） 建設課、神崎でございます。

ただいまの御質問についてですが、今回、7月の豪雨につきましては、対策本部閉鎖後の連絡・相談等が約74件ございました。これを一つ一つ調査して現地確認を行い、土地の所有者とか、境界の確認とか、いろいろな調査が必要になっております。

すぐに回答できるものについては、できるだけ早く回答しておりますが、何分調査が必要なものにつきましては、調べるのに時間がかかったりしますので、遅くなっているところでございます。できるだけ早く回答したいとは思っています。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） 質問に対しての建設課長の真摯な御回答がよく分かりましたし、気持ちは伝わってきたところでございます。

例えば、あらかじめ企画振興課が所管する自治会長会で、災害時の対応とかについて、時間的な流れとか事務的な流れを説明するとか、例えば、今建設課長がおっしゃったように本当に調査に時間がかかることというのは本当にあると思います。境界の確認とか、それが誰の土地なのかとかによっていろんな手続が必要だと思うので、本当に大変だと思うんですけども、やはりそのことを住民の通報された方にお伝えするということが何より大事だと思います。

何も分からないまま待っていらっしゃるということに住民の方は不安を覚えていらっしゃるんです。特に自治会長さんは、自治会の方からどんどんつかれると思いますので、その辺も気持ちを酌んでいただきたいというのが、今回の質問の趣旨でございます。

そういうことをお伝えいただけましたら、住民もいろんな復旧計画が立てられて安心されると思います。しかしながら、今その回答がなされていない現状があるということでは、役割分担とか復旧計画の流れが見える化していないため、例えば住民の方がまだなのかというお問合せがあったときに、回答する責任がどこにあるのか、うやむやになっているように感じました。

また、情報開示いただきました災害対策本部閉鎖後の災害対応一覧表では、詳しい進捗状況、災害対応で現地に見に行かれているとは思いますが、その後の詳しい進捗状況は開示されず、終わっているか、そうじゃないかしか分からないんです。これでは、役場内部で役割分担がどうなっているのか、どこまで進捗しているのかというのが分かりません。

例えば、現地確認に誰が行き、どのような部署に問合せをして回答を待っている状況とか、その旨を自治会長とか連絡してくださった住民の方にどう回答したなどの記載が全くなく、進捗状

況が不透明でございます。この一覧表では、災害被害の相談者への説明がうまくいかないように感じました。災害復旧について要望を申し上げますので、町長に答弁を求めたいと思います。

まず、役場内部で連携し、災害の通報や相談から回答までの一連の役割分担について、漏れないように無駄なく効率的な対応ができるように見直しし、誰が見てもすぐ進捗が分かるような理解できるような表を作るとか、一覧表を作るかして見える化すること。そして、住民向けには、相談に対してどのぐらいの時間をめどに回答するなどの方針を出して、それを周知する。その2点を要望したいと思います。町長のお考えをお聞かせください。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 一応災害の起こったときには、住民の皆さんから報告を頂いたり、自治会長から頂いて、自治会長のほうが見回りをさせていただいて多いんですね。直接住民は、今うちに水が来ているからちょっと土のうをくださいとか、そういう一応連絡は多々あるんですけども、壊れてきたとか、土砂が流出したとか、そういうのはまだ災害中にはないんで、起こってからですね。これは点検の後に、事後の点検しかなりえないんですね。基本的に。

だから、住民の皆さんは、危ないときにはそれぞれ自分でやっぱり遠くのほうに逃げてもらうとか、家の中でも崖のあるところは、崖のない方向の家の住まいの中に行ってもらおうとか、そういうやっぱり一つの事故防止。（発言する者あり）うん。

だから、基本的には、住民の皆様に通報があった場合ですね。今まではその事例で、あとどうしますというのは言っていないと思う。通報を頂いたらありがとうございますということで、あとどうしますというのは、住民の皆さんには言っていないで、調査をしてから自治会長を通じて、この分はできます、できませんという形でしているのが通例だと思いますので、今後、全て通報のあった方にやるという形でいいのかなどか。

それと、表は作っております。実際ですね。いわゆる被害箇所の表というのは作っておりますし、それが全て通報のした方に事後どうしますとか、そここのところまで必要なのかなどか。通報してもらえば何とか対応していくという形にはなりましようけど、ちょっと質問の要旨が私はちょっと聞き取れないんですよね。そういう形。全てせよというふうな考え方でおるようで、大事なものについては、これはもう当然自治会長を通じてやりますけど、それを個々にはやっていないというのが通例でございます。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） 議長、笑っていないで注意してください。

私、自治会長さんが通報したときの復旧について回答を、全部せよじゃなくて、できるのか、できないのかということをきちんと早く答えてくださいと言ったんですよ。

だから、そのためには見える化することが必要でしょうって、町長、リーダーシップを取って

くださいと言ったんですけど、すみません、質問の趣旨が分からなくて。でも、そんなに難しい質問をしたのかなと思います。

ぜひとも、その議長がユーチューブを撮ってくださっているので、もう一度質問の趣旨を考えていただいて、住民サービスの向上をですね。はい。役場の方が一生懸命やったださっている事業をきちんと見える化して、いち早く災害復旧ができるかできないかの回答をしてくださいとお願いしております。短めをお願いします。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） これも復旧できるという形で、特に国庫負担で復旧するものについてはまたそれはそれで申請しなきゃいかんし、町でする分は、もう本当に微々たる、土砂を除去する、ちょっと土砂を除去する、これはすぐできるわけですし、そういうものについては逐次やっておりますけれども、全てをどういう形にするかという、それを全て連絡せよというのは無理だという、もう。（「無理だということ」と呼ぶ者あり）はい。だからそれはやっております。実際ね、あなたが言うような形のものもやっておりますし、それはもうちゃんとしたマニュアルを作ってやっておりますし、そういうことで、災害が起こったときには、自治会長さんという形でやれるかやれないかちゅうのは、これはもう当然調査をしてからですね。

それもいろいろあるんですよ。公共施設もしくは一応農地、これしか災害復旧の対象にはなりませんので。あとは公共施設の。（「分かっています」と呼ぶ者あり）はい。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） できたら、今の時間を返していただきたいです。

では、3番について質問をしたいと思います。

災害時に活用する備蓄品の配布基準について問う。

どの程度の災害時に誰を対象に配布するのかということで通告させていただきました。住民から避難所に避難するときは、自分の食べるものは自分で用意しないとけないから避難しにくくなるのではないかというお声があります。もちろん時間的、精神的に余裕があるときは、誰もが自分のことは自分でしたいと考えますが、その余裕がないとき、避難所での食べ物の準備ができないために避難所に行けないという事態に陥っていないかと心配なので質問させていただいております。

ホームページから現状を確認すると、避難勧告指示の前の自主避難所への自主避難に関しては、自己完結が基本、避難中の食事中や生活必需品などは、御自分で準備と記されております。

また、さらに避難する際にと記載があり、避難所には懐中電灯、携帯ラジオ、飲料水、非常食、医薬品、救急薬品、防寒着、下着、軍手、タオル、チリ紙、通帳、印鑑など、必要に応じて御持参くださいと書いております。

さらに、コロナ禍の避難ということで、体温計とか消毒液とかの持込みを、持って来ましょうと明記されておりますが、もちろん両者ともとても大切なこととございまして、町民の皆さんにお知らせして、町民一人一人が備える点ではございます。しかし、ホームページでの告知と、頑張っても「広報ちくじょう」での告知では、趣旨が行き届かないことは御承知のことだと思います。

そこで、総務課長にお尋ねしますが、町では災害に備え、飲料水とか食料などの備蓄品を確保していると思います。その中で、2点、お尋ねします。

1点目に、どれぐらいの量があるのでしょうか。例えば避難者100人と想定して、500ミリリットル入りの飲み物が、1人何本、何日か分とか、非常食の缶詰が何個で何人分、何日分とかが知りたいと思います。

2点目に、備蓄品の保存期間について回答をお願いしたいと思います。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。

備蓄品の現在の数でございますけれども、御飯、アルファ米といいますが、お水とかお湯を入れてする分の御飯の分は約2,500食、缶詰につきましては740食程度、それと今、飲料水の水のほうが約800本と、あと乾パンといいますが、ビスケット等の分が3,100程度備蓄をしております。

それと、保存期間につきましては、今の分が大体5年という分のその災害の備蓄用のやつ分が真空パックとかになっておりまして、5年間の保存が利くようになっておりますので、随時予算を計上いたしまして、一度に数多く買いますと一度に賞味期限とか来ておりますので、年間に少しずつですね。2016年度から少しずつ計画的に購入をしております。

ただ、液体ミルクにつきましては、前回、宗議員さんのほうからも御質問のございました分につきましては、今年度購入をしておりますので、その分が1年しかありませんので、そういう分につきましては1年ごとにですね。賞味期限が近づいてくる分につきましては、健康増進係のほうで乳幼児健診等がある場合に使っていただいたり、町立保育園等で使っていただくように無駄のないように使用しております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） ありがとうございます。先に聞こうと思っていたことまで答えていただきましてありがとうございます。

では、そのたくさん備蓄品を備蓄されていると思うんですけれども、どの程度の災害のときに配布するのか。配布する対象者の基準等について町の考えをお示してください。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。

基準といたしましては、災害が発生したときに、町が避難指示を行った際に、以前は配布するようには考えておりましたが、昨日の町長の答弁でもありましたけれども、合併してから避難指示という分がございませんので、今は避難勧告が町から発令されたときに、町の避難所等に避難された方につきまして、先ほど申し上げました御飯やビスケット、飲料水等の分を配布するようにしております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） 避難指示があったときに配布するというので、よく分かりました。（「避難勧告」と呼ぶ者あり）避難勧告。はい、分かりました。すみません。ありがとうございます。

最初に申し上げたんですけれども、避難に対して時間的、精神的に余裕があるときは、誰もが自分のことは自分でしたいと考えます。しかし、その余裕がないとき、食べ物の準備できないために避難所に行けないという気持ちになっては、命を守る行動にブレーキがかかり、守るべきものが守れないという事態になりかねません。それでは本末転倒でございます。せめて自主避難所で避難者に配布できる備蓄品が全くないという状態ではなく、少しは準備していただければと思います。住民が避難を考えたときに不安な気持ちが少しは解消されるのではないかと思います。避難所に行って、おなかいっぱいのおかずの配給をもらって食べようということはないと思います。

以上のようなことから、今、無線放送で避難勧告が出ていることをお知らせし、避難を呼びかける際の放送で、避難中の食事や生活必需品などについては、御自分で準備してくださいという呼びかけについても、もう少し柔軟に呼びかけてはいただけないかと思うのですが、御答弁をお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。

呼びかけの内容等につきましては、今後、係内のほうで内容等を検討していきたいと思っております。もう少し分かりやすいようにですね。昨日の吉原議員さんからも分かりづらいと、橋をわたらないとかいう、分かりづらいという表現がありましたので、今後そういう御指摘を受けた点につきましては分かりやすいように、住民の方に分かりやすいような表現で対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） 大変温かい回答をありがとうございます。

今、新聞報道で、内閣府が次年度から災害避難の勧告を廃止しまして、避難指示に一本化する
と決定したことが分かりました。昨日の吉原議員の質問の町長の御答弁が、先日の台風が全戸避
難勧告を出したけれども、避難指示はなかなか出せないとおっしゃって勧告にとどめているとい
う御答弁をされました。

平成3年度以降は、自治体の避難指示判断には大きな責任が伴います。勧告も指示もすぐ逃げ
るための必要がある点では同じですが、避難中の食事の準備のために避難をちゅうちょすること
のないよう、まずは命を守ることを最優先に呼びかけていただけるような避難勧告・指示をお願
いしたいと思います。

次に、先ほど、備蓄品の期限とかをお伺いしたんですけれども、4番目の備蓄品の更新回数を
増やす検討を求めたいので質問いたします。

備蓄品の更新のタイミングは、先ほど、5年に1回ですがだんだん短くしているとおっしゃい
ました。処分と言っては申し訳ないんですけど、有効活用していただくのは、保育園等に使っ
ていただいたり、フード等を社会福祉協議会の食品配布事業に無償で譲り渡すということとか、私
は女性消防団に所属しておりますが、ちくじょう祭り、イベントのときに配布、防災のイベント
として配布させていただいたことも記憶しております。更新してから一度に更新する量は全体の
何割なんでしょうか。お願いいたします。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 大体、先ほど申し上げましたけど、2016年から計画的にという
ふうに考えておりますので、5年で賞味期限が切れるということを考えますと、2割程度を考え
ておりますけれども、避難者が多くて、例えば今年度の7月の豪雨みたいにほぼ1週間豪雨が
続いて、避難者の方が1週間もし避難されるような状況であれば、消費する量が多うござい
ますので、その際は、若干避難備蓄品の量を勘案しながら追加で購入したいと考えております。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） 私は、何回、回数を聞いたかったんですけど、何割かということ
で、できたら回数というか、5年であれば1年に1回とか、2割だったら1年に1回というこ
となのかなと思います。

私、フードドライブ事業というものに関わっておりまして、社会福祉協議会さんと連携をさせ
ていただいているんですけども、社協さんから備蓄品を頂けるのは大変ありがたいけれども、
一度に賞味期限が近いものを大量に頂くよりも、やはり何回かに分けて頂けると比較的配布し
やすいというお声を頂きました。私もその社協さんの要望にお応えすれば、大事な備蓄品が消費

期限までに配布できて有効に活用できるのではないかと考えております。

事務処理は、購入の回数が増えることによって事務処理が多少煩雑になるかと思いますが、更新回数を増やして分割購入、そして分割処分の効果を検証するなどして、備蓄品更新方法の見直しの検討を、せめて1年に2回とかに分けて購入していただいて配慮をしていただけるように、前向きに考えていきたいと思いますが、御答弁をお願いいたします。

○議長（**武道 修司君**） 元島総務課長。

○総務課長（**元島 信一君**） 総務課、元島でございます。

今、議員さんが御指摘がございましたように、そういうふうには検討はしております。

ただ、ちょうど同じ時期に、どこの市町村もそういう取水期といいますか、梅雨前のときに準備をしたときに在庫がないとかという形がございまして、こういう備蓄品に限らず避難所の備品関係の分も、昨年も予算を計上しておりましたけれども、いざ実際発注をしようと思ったら、1年先まで備蓄がないよとかいうようなことがございますので、1年に2回・3回というのは、お約束はできませんけれども、そういう在庫関係の分を確認しながら購入をしていきたいと思っております。

また、賞味期限が切れるような分につきましては、社会福祉協議会さんのほうにもやっていませけれども、今後は、防災講演会等を住民向けにやった際に、こういう分もありますよということで、賞味期限が切れるようなものは配布したりとか、各小中学校に体験的にこういう分が災害時のときに備蓄品として御飯を食べているんだよというようなことができればなというふうに考えております。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 宗議員。

○議員（**7番 宗 晶子君**） 大変温かい計画だと思います。ぜひとも、社協さんは大変重要な事業をしていただいておりますし、江本議員も社協さんにもっと支援をとというふうに御質問をされておりましたが、こういう形での御支援も大事だと思いますし、また防災対策・防災教育へ役立てるのも大変大事だと思います。無駄がないように、そして今、要る時期に、あら、ないとかいう話になっていたけど、やはり在庫管理はきちんとやっていただけて、皆さんで総務課内でしっかりと共有していただきたいと思っております。それを求めましてこの質問を終わります。

次に、2番目に包括業務委託の件ですね。包括業務委託事業により住民サービスは向上したかということについて質問をさせていただいております。

まず前提といたしまして、築上町包括業務委託事業が今年度4月よりスタートして半年が経過しました。本予算議案に私は修正案を提案しました。半年を経過した現在も本事業には疑義を持ち続けているところでございます。

もちろん本業務委託により、株式会社共立メンテナンス様の社員になられた35名の皆様には、夏の勤勉手当は支払われていないと思います。本町がこの契約をしなければ、35名の社員さんは夏の賞与を受け取れていたわけです。

私は、昨年12月議会で何度も、なぜ35名にだけ賞与を払わずに、共立メンテナンス様へ手数料を支払うのかと質問をさせていただきましたが、町長の御答弁は、住民サービスの向上のみでしたし、どう住民サービスの向上につなげるのかというのは不明なままでしたので、質問をしております。

まず、12月議会の議事録から、包括業務委託のメリットを整理したので、3点、申し上げたいと思います。

1点目は、質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供するために、ICTの徹底活用、民間委託の推進などにより行革推進が必要。これは平成27年の総務大臣からの通達により答弁されたものです。

2点目は、水道検針員さんの本業務委託に関しては、職員が検針員さんの人員確保を早い段階でできるので職員の負担が減る。

そして、3点目に、総務課職員が労務管理の事務量削減がメリットになる。削減した時間を総合計画等を含めた住民に対するサービスに充てる。

ちなみに、町長は、住民サービスができていない部分を充実していくというふうな形で今考えていると御答弁をくださいました。

そこで、以上3点のことから、築上町の職員の事務量が減るというメリットはよく分かりました。そしてその時間を住民サービスの向上につなげると御答弁を頂いていました。

では、半年経過した今、築上町は、総務大臣通達にうたわれたような質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供という目標に近づいているのでしょうか。事務量が減った分を住民サービスにどのように生かしてきたのか、具体的かつ例を挙げて御答弁くださいますか。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。

宗議員さんがおっしゃられましたように、12月議会のほうで、私のほうも職員が行っている労務管理のほう等は削減できて、総合計画をはじめ、住民サービスの向上ということに私も答弁させていただきました。

総務課所管の関係ですけれども、職員一丸となって、本来こういうところの分ができていのかということでもありますけれども、今のところまだ十分に発揮できていないのではなかろうかなというふうに総務課長として感じております。

総務課の人事秘書係のほうの分につきましては、労務管理の関係の時間が削減された関係で、

今回補正予算等も上げておりますけれども、出退勤の管理とか、こういう分も電算をしたらいいんじゃないかとか、働き方でどういう形で進めて各課に浸透させたらいいんじゃないかとかというような、対住民向けではありませんけれども、職員向けに対しても、対策等の分を今検討課題ができる時間がございましたので、総務課については、そういうところがメリットになっているのではなかろうかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 宗議員。

○議員（**7番 宗 晶子君**） 正直にお答えいただいた上に、できていることは頑張っているということで、それは評価させていただきたいと思います。

行政側の住民サービスは当然のことなんですけれども、業務委託を実施している事業についても高額な手数料をお支払いしているのですから、さらなる住民サービス向上に努めていただかねばならないわけですけど、業務委託をした事業で住民サービスを向上している事業があるのでしょうか。住民の評判は向上しているのでしょうか、御答弁をお願いいたします。

○議長（**武道 修司君**） 元島総務課長。

○総務課長（**元島 信一君**） 元島でございます。

その件につきましては、各所管課の課長のほうから御答弁ということで、どこが何かという一つ二つをお示ししていただければ、各所管課の課長のほうに答弁させていただきます。

○議長（**武道 修司君**） 宗議員。

○議員（**7番 宗 晶子君**） なかなかそれも時間がないので、では、これは割愛させていただきます。

現状は分かりました。次の2番の質問に移りたいと思います。

業務委託の指揮命令は、どのように実施されているのかと質問に上げております。

最初に、なぜこのような質問をするのかを説明させていただきます。

労働者の権利を守るため、請負契約や業務委託の形をとった、いわゆる偽装請負というものは法令で禁止されております。本業務委託の場合、この偽装請負に気をつけなければなりません。

私もいろいろ勉強をしてみたんですけれども、一つのポイントは、偽装請負とならないように、現場で作業をしている方に発注者が直接指示をすること、これが禁止されております。

分かりやすくするために具体名を出させていただきますが、本町は、共立メンテナンスと包括業務委託契約を結んでおります。町の職員は、現場の共立メンテナンスの社員の方に直接指示をしてはいけないということです。そのために契約書では、共立メンテナンスさんが会社の立場を代表させるために、統括責任者1名と各現場ごとに業務責任者を定めるように決めています。

町の職員は、現場の社員の方には直接指示はせずに、共立メンテナンスを代表する統括責任者

あるいは業務責任者を通して指示を行う仕組みになっていると思います。このことを前提にお尋ねします。

契約書などによれば、例えば学校用務員の業務では、10校の小学校に1名ずつ、共立メンテナンスの社員さんが用務員として配置されております。この10名の用務員のうち、1名が業務責任者に指定されているようです。既に説明した法令の制限により、各学校の先生は現場の用務員さんに直接仕事の依頼をすることはできません。先生の全ての指示は、その場にはいない業務責任者に対してお願いする必要があります。

調べましたところ、奈良市では、業務委託をしている用務員さんに対して、校長先生が直接指示をしたことが偽装請負に当たるとして、奈良労働局より是正指導を受けました。そういう報道が見つかりました。築上町でも同じような問題が起きていないかと心配しているところです。

前置きが長くなりましたが、具体的な質問をいたします。総務課長か学校教育課長にお尋ねします。

各学校には、先生が用務員さんに直接指示してはいけない。必ず共立メンテナンスを通して指示するようにというルールを周知徹底しているでしょうか、御回答をお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 野正学校教育課長。

○学校教育課長（野正 修司君） 学校教育課の野正でございます。

共立メンテナンスと契約する前に、校長会等で校長先生にそういうお話は伝えておりますので、偽装請負にならないようにという、気をつけるようにという注意のほうはしております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） 校長会でできることをやったということで、よく分かりました。

情報開示請求で出していただきました用務員さんの業務日報によると、用務員さんは、ベルマークの整理、児童と一緒に講堂の掃除、入学式の手伝いなどの業務を行っているんですけども、このような業務は契約の仕様書には書かれていません。

用務員さんが細かい業務を行うときは、具体的な指示を受けないと行うことができないと思いますが、学校のどなたが共立メンテナンスのどなたに、いつの時点でこのような指示を出しているのでしょうか。御答弁をお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 学校教育課長。

○学校教育課長（野正 修司君） 学校教育課の野正でございます。

具体的に指示を出している方については私は把握をしておりませんが、校長あるいは教頭のほうが共立メンテナンスにお話をして、しているものと思います。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） 学校用務について質問をさせていただきましたが、課長はきちんと把握していないということで、法令を守った仕事が行なわれているのか、この内容を見ると、業務報告書を見ると少し心配になってまいりました。

次に、包括業務委託の指示について全体的なことをお尋ねしたいと思います。

厚労省のガイドラインですね。こちらは、多分総務課長は熟読されていると思うんですけども、業務の指示は文書で行うこと、それが原則になっております。また契約書に基づいて共立メンテナンスから町に提出された業務計画書によれば、共立メンテナンスは、町が作成するマニュアルや業務指示書に基づいて業務を行うこととなっておりますが、町が作成するマニュアルや業務指示書というのは存在するのでしょうか。御回答をお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。

宗議員さんが今御質問のあった分は、多分包括業務委託実施計画書の中の管理計画というところであったかと思っておりますので、それでちょっと御答弁させていただきますけれども、ここの仕様書、マニュアル及び業務指示書というのは、町が契約時にした仕様書に基づきまして、今契約を行っております共立メンテナンスさんのほうが、業務責任者が、その分を業務を行う各職員のほうに作成をしてするというふうに共立メンテナンスさんから聞いております。

ただ、その分が文書でやっているかといったら、口頭でやっていて、その重要案件等については文書等で指示をしているというふうに聞いております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） 確かに課長がおっしゃるように、業務指示書管理計画の3ページには、誰が作成するということが書かれていないんですけども、課長は、今、共立メンテナンスさんが業務指示書を作成するとおっしゃいましたが、そうすると、ここも不透明なので疑問であるところでございます。これはどっちが正しいとかいっても分からないことなので、一応課長の御答弁がこのようにお聞きしておきたいと思っております。

私は、やはり包括業務委託の業務の指示について、偽装請負になっていないのか確認するために何個か質問をさせていただきました。本日の回答だけでは、偽装請負ではないと納得できるまでの回答はなかったものと思われまます。法令に違反していない適切な業務が行われているのかは、大変心配に感じているところです。

内閣府が作成しました、これですね。「地方公務員の適正な請負（委託）事業推進のための手引き」には、適正な業務委託か偽装請負かについて判断に疑問がある場合は、都道府県労働局に

相談するように書かれております。

私も今示されている契約書の資料や本日の説明だけでは、適正なのかどうか判断しかねているところです。私のほうでも労働局に相談してみようと思っておりますが、町のほうでもぜひ一度労働局に相談した上で、もし問題点があれば見直すべきだと思いますが、そのようなお考えはございますでしょうか。お願いいたします。

○議長（**武道 修司君**） 元島総務課長。

○総務課長（**元島 信一君**） 総務課、元島でございます。

もし、今、宗議員さんがおっしゃられるように偽装請負をやっているというふうな疑いがあれば、町のほうといたしましても福岡労働局のほうに御相談いたしますけれども、今のところ所管課のほうから、そういうふうな状況でやっているよというふうには、総務課のほうに報告を受けておりませんので、それはないというふうに総務課のほうは認識しております。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 宗議員。

○議員（**7番 宗 晶子君**） 町の考えは、よく分かりました。

では、この次の質問なんですけれども、続きまして、次年度以降の契約について質問したいと思います。

現時点では、契約は3年、令和5年3月までの契約予定でございますが、次年度以降は、今年度同様の契約なのか、さらなる業務委託を行うのか、御答弁をお願いいたします。

○議長（**武道 修司君**） 元島総務課長。

○総務課長（**元島 信一君**） 総務課、元島でございます。

今年度から契約している分につきましては、令和4年度までになっております。新たに包括業務委託を行うか行わないかにつきましては、今、各課のほうからそういう要望、今後はこういう業務については包括業務できないかというような相談がっておりますので、それができるかできないかというのは、また各課と総務課のほうで協議をいたしまして、もしできるようであれば、12月の定例会あたりに債務負担行為の設定を行いたいと考えておりますし、現在契約を行っております分も、1年を通して内容を精査して、追加すべき項目、削除すべき項目があれば、変更契約を行いたいと考えております。

ただ、費用が増える場合につきましては、昨年度の12月に債務負担行為を設定をしておりますので、その金額を超える分につきましては、再度12月の定例会のほうで債務負担行為の再設定というのを考えております。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） ありがとうございます。実際やっぱりその業務委託に合う事業、合わない事業、両方あると思いますけれども、そこで一番気にしなくてはならないのは、そこで働く社員さんのお声だと思います。なかなか間に会社があるので、お声を拾うことはできませんが、こういう状況なので、アンケートを取るとか、そこを利用する住民さんの声を聴くとか、きちんと検証をした上で、業務に合っているものは続け、ないものは削除し、また新たな業務についても各課と連携、そして今働いている方のお声をきちんと聴いた上で新たな業務委託をお願いしたいと思います。

私も反対はしておりますけれども、やはりこれに合う事業というのもたくさん存在すると思います。しっかりその辺の見極めをお願いしたいと思います。町長、御意見がありましたら一言お願いいたします。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 包括業務委託は、一つ一番大事なのは、一応雇用される側が長期間雇用できると。今までのパート・臨時職員であれば、1年間契約で3年しか契約できなかったと。これが長期10年、勤務成績がよければずっと継続して雇用できると。これがやっぱり一番のメリットです。そうすることによって、今日の業務を経験豊かな包括業務委託になるんだとこのように考えておりますので、私は、この包括業務委託、いいんじゃないかなとこのように考えております。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） ありがとうございます。長期雇用というのがどこにも書いていないので私も分からないんですけれども、ただ、やっぱり合う事業、合わない事業がありますし、できたら本当に経験を積んで長い期間働いていただける、それを目指して、よりよい築上町の行政サービスにつないでいただければと思います。今後ともよろしくお願いいたします。

では、最後の質問です。一連の不祥事への再発防止策はということで、これは町長に伺いたいと思います。

公文書偽造及び虚偽報告の職員懲戒処分については、再発防止委員会を設置すると報告され、もう実施されているようです。しかしながら、官製談合防止法違反事件については、なぜ町民について事実を明らかにし、再発防止に取り組まないのか。両者の違いについて御説明をお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、今はまだ裁判で検討中と。これはあつてはならないことなんですね。基本的には入札情報を漏らしたということで裁判に今かけられておりますし、このところは無罪になれば当然私はいいと思っているんですけど、なかなか今の検察、それから警察

の調書においては、そうはないような状況であるので、あまりコメントは、私はもうこの分についてはしたくない。再発防止ってこれはもう絶対しちやいかんと。これは当たり前のことです。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 宗議員。

○議員（**7番 宗 晶子君**） 今の理由を伺いますと、検査中だから今はしないというのは、やっぱり私も分かります。ただ、結果がよい結果であっても、残念な結果であっても、やはり事実の検証というのは、再発防止のためには欠かせないものだと思います。

前回の臨時議会でも条例改正提案のときに、私は一番の狙いは、町執行部が事件と向き合い事実を解明すること。そして、それを住民に公表して、その上で再発防止策を立てること。それが一番大事だと思っておりましたが、前回の答弁も今回の答弁も町長は同じで、再発防止というか、こんなことはあってはならんとおっしゃいましたし、もうおっしゃるとおりですよ。だけど、その上で職員の指導を厳しくすべきとおっしゃいました。だけど、事実の検証なしに職員の指導を厳しくしたところで再発防止にはつながらないと思います。

さらに、今、事実を検証して住民にお伝えするかどうかという答弁は頂けなかったもので、それをする気があるのかどうか、御答弁をお願いいたします。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 事実を検証するも何も今裁判中ですよ。（発言する者あり）うん。だから終わっても、この一応司法の場で解明されたものを再度我々で検証するかという形になりますけど、それはあり得ないことです。

そういうことで、基本は、とにかく我々はやっぱり今の職員、研修をやりながら、当たり前のことなんですね。たった官製談合防止法というのは、これは公正取引委員会が入札情報に関することを漏らしてはならないと、これが官製談合の項目なんですけれども、これを漏らしたということで今裁判にかけられている。

だから、職員は一切、今後入札情報に関することは口外しない。そしてまた相手が議員だったけど、今後も町民及び、それからよそから入札関係者もそういうことをしないと。これはやっぱりやってもらう必要があるということで、毅然とした態度で今後築上町は臨んでいくと、これしか言いようがございません。

○議長（**武道 修司君**） 宗議員。

○議員（**7番 宗 晶子君**） もうこの事件に巻き込まれた元課長様は、裁判でも何度も、入札情報は漏らしていないと何度も証言されています。それが人質司法の中で、苦しくて漏らしてしまったと答えてしまったことは、御本人も大変に後悔なさっているし、事実と違うことを話してしまったと後悔なさっていることは、町長も重々に御存じだと思います。

そして、町長が、司法で裁かれたことは町で言ってもしょうがないと思いましたが、町は、なぜ司法で裁かれたのかということを検証する必要があると思います。改めまして、町としての事実検証を行うこと。そして事実検証に基づいて再発防止の対策を図ること。そして以上2点を住民に速やかに公表すること。そのことを強く求め、最後に、この事件に巻き込まれた元課長が福岡高裁で無罪を勝ち取るを心から願い、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

.....

○議長（武道 修司君） ここで一旦休憩いたします。再開は、午前11時5分からいたします。お疲れさまでした。

午前10時58分休憩

.....

午前11時05分再開

○議長（武道 修司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番目に13番、池亀豊議員。

○議員（13番 池亀 豊君） 13番、池亀です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、新型コロナウイルス対策について。

最初に、6月議会で、特別定額給付金の受給は早くなったんでしょうか、マイナンバー作成によってという質問がありました。その質問に、町長は、申請が5月18日からたしかよかったと思います。それで、その間に受け付けたのが100件超しということで、103か4、ちょっと覚えていないですけど、100件超しと。その中で完全によかったのが六十何件だったと思いますけれど、その方については6月1日に一応振込を行っておると、早くなったという答弁をいたしました。

これは、6月議会での定額給付金が遅いという質問に対する答弁で、定額給付金がほかの市町村と比べて遅いのではないかという質問でございますけれども、築上町においては、定額給付金の関係につきましては、システム改修をしてから、住民のデータ等の分を住民基本台帳のほうから切り取りをいたしまして、申請書の印刷、郵送、入力チェックを行った後に、給付金の支払いのデータ等の分も作成をしようということで考えておりまして、遅くなっているのが一つの要因でございます。

また、オンライン申請等につきましては、基本的にこれは世帯主さんのほうに給付をするということになっておりますけれども、今の総務省のマイナポータルにつきましては、世帯主さんじ

やなくても誰でも申請ができるようになっております。

そうなることで、例えばですけど、世帯主さんが申請し、奥さんが申請し、子供が申請するしということになれば、4件も5件もデータが入ってくる。そういう分のやつは、目でチェックをしていかないといけない。システムを入れれば、その方の番号が世帯主さんですよというような、うちの住基等の分と反映ができるということで、事務のミスをなくするためにシステムを入れる、このような答弁がございました。

この答弁にもありますように、郵送より早くなったかもしれませんが、遅くなっている一つの要因、システム改修で事務のミスがなくすることができているだけで、申請が5月18日からたしかよかったと思いますという時点で、申請でなく給付開始が5月13日頃の吉富町、5月22日頃のみやこ町、5月15日ごろの上毛町と比べると、圧倒的に遅いのです。

オンライン申請を停止した秋田市は、不備の発生が多いオンライン申請を継続すると、二重払いの確認などに時間を要し、給付が遅れてしまう。また、停止した多くの自治体がオンライン申請の作業に多くの時間を取られていると説明しています。

このような早い、遅いというようなことについて、時間を飛び越えたような答弁はぜひやめていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 給付については、若干よそよりも遅くなっておりましたが、ほぼ大体そんなに遅いというほうでもないし、10日ぐらい遅かったという状況は、開始したのがですね。

しかし、ピーク時は、もうよそと同じような状況になっておったというふうに私は報告を受けておりますし、現在でももう99.8%、一応済んで、あともうどうしても行き先が分からない方とか、そういう方が申請になっていないというのが現状でございますし、ほぼ把握できたところは全て給付ができておると。

8月31日でもう申請が終わりましたので、あとは国から来ておる分は返納するという形になるかどうか。

以上。

○議長（**武道 修司君**） 池亀議員。

○議員（**13番 池亀 豊君**） 結構、適当な答弁はやめていただきたいという趣旨です。

次に、PCR検査について質問します。

私たちは、9月の2日、京築2市4町で新型コロナ対策に関する緊急申入れを行いました。

1、保健所や豊前築上医師会などの検査の実態を掌握し、情報の共有と対策を進め、日常的な連携をとり、可能な限り情報を公開すること。

2、医療機関、介護施設ほか、集団感染リスクが高い施設に勤務する職員、出入り業者などへ

の定期的なPCR検査を行う。

3、豊前築上地域に保健所の復活を。

4、医療機関の減収対策、医療従事者の待遇改善など、思い切った財政支援を国に求める。

以上、お考えをお聞きします。

○議長（武道 修司君） 吉川住民課長。

○住民課長（吉川 千保君） 住民課、吉川でございます。

池亀議員から緊急申入れということで、9月2日に提言を頂戴いたしました。

それにつきまして、4点回答いたしたいと思います。

初めに、保健所や豊前築上医師会などの検査の実態を掌握し、情報の共有と対策を進め、可能な限り情報を詳細に公開することと頂戴しております。

こちらにつきましては、当町の見解を申し上げます。

情報においては、県から下りてきた情報を公的な情報として、それに基づいた対応を町で行っております。

ただし、福岡県内では、陽性者が多いため、保健所でも対応で大変かと思いますが、その中でも当町といたしましては、情報を一分一秒でも早く頂けるよう、逐一情報伝達の要請を行っております。

京築地域は、比較的陽性者の方が少ないほうなので、市町への伝達も早く対応してくれていると感じております。

そして、情報の公開についてですが、陽性者につきましては、御存じのとおり、県からの公表は、築上郡までしか行いませんが、当町においては、町長が自身の声で住民の皆様には要望伝達や感染された方などへの人権的配慮について発しているところです。その他の情報については、精査し、公開に努めているところです。

それで、可能な限り情報を詳細に公開することとありますが、今現在、町として公式につかんでいるデータを少し公表したいと思います。

京築管内の相談件数、検査件数について申し上げます。

県内は、ホームページで公開されておりますので、京築管内に限って申し上げます。

データは、日々変わりますので、8月25日を基準としたデータとなります。

初めに、相談件数が、京築管内、2月7日から8月24日までが4,531件、そして、PCR検査の件数、8月25日現在、京築管内が2,859件、そのうちの陽性者数が48件、陽性率は1.6%。

そして、陽性者の状況でございますが、先ほどの陽性者48件に対しまして、うち退院された方は45人、死亡された方はいらっしゃいません。

細かいデータにつきましては、把握しているのは以上になります。

2つ目に頂戴しました医療機関や介護施設の方への定期的なPCR検査を行うことについてでございますが、厚生労働省によりますと、新型コロナウイルス感染症が多発する地域やクラスターが発生した地域では、医療機関や高齢施設の職員や入所者も公費でPCR検査や抗原検査を受けられるとの見解が出されています。これには、保健所が感染拡大防止に必要と判断した場合が対象となるようです。

また先日、政府におきましても、希望者全員にワクチンを無料で接種できるようにする案を検討していることと承知しております。

医療従事者、重症化リスクの高い高齢者などを優先し、この後、拡大させ、多くの方たちが速やかに接種できる体制を整えているようですので、御理解いただきたいと思います。

そして、3点目に頂戴しました豊前築上地域に、当面、以前削減された保健所の復活をということでございますが、まず豊築管内で要望いたしましても、保健所の出先機関を作るというのは、必要な専門職、技術職の配置が可能であればよろしいかと思いますが、現在のところ人的配置が難しいのではないかと考えております。

ただし、国としては9月4日に開催されました新型コロナウイルス対策分科会において、保健所の恒常的な人員体制強化において論議されているところでございますので、国、県においての対応がなされていると考えております。

そして、4点目でございますが、医療従事者の待遇改善、手当・支給についてでございますが、町でも国の交付金を受給というのにも検討はしてはしておりましたが、今のところ国と県の制度がございますので、こちらの活用をお願いしたいと思っております。

ちょっと具体的に紹介いたしますと、国のほうでは新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業、これは最大20万円で、個人での申請が可能となっています。

福岡県では、福岡県新型コロナウイルス感染症患者対応医療従事者支援金、これは最大10万円で、先ほど申し上げた国の交付事業に上乗せできるようです。

そして、条件としては、患者さんへの対応した医療従事者ということで、国よりも範囲が狭いようですが、福岡県のほうが国より先駆けて実施したと聞いております。（「分かりました」と呼ぶ者あり）よろしいですか。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） やっぱこの医療機関、それから、先ほどの介護施設とか、医師会などとの連携が本当に大事だと思うんです。それで、もし感染がもし拡大した場合、どこの地域をやっぱり特定して濃厚接触者を追いかける。それから、新たな感染者を作らないために、

網羅的な検査を行うということが大事だと思います。

町長、医師会との連携がうまくいっているとおっしゃっていました。ぜひ、私たち議員も、町の機関も協力して、本当にこの京築の、特に築上町の地域に、これ以上広がらないように、本当に私たちも頑張りたいと思いますので、御一緒に頑張りたいと思います。

次に、学校での3密回避について質問します。

学校再開後、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議は、新しい生活様式として、身体的距離の確保を呼びかけ、人との間隔はできるだけ2メートル、最低1メートルあけることを基本としています。2メートルあけられている学校はありますか。最低1メートルはどうでしょうか。

○議長（武道 修司君） 野正学校教育課長。

○学校教育課長（野正 修司君） 学校教育課の野正でございます。

2メートルの間隔をとると、1つの教室に十数名程度しかの配置ができないので、全ての学校で、その2メートルあけるということはちょっとできておりませんが、なるべく間隔を広くとっているという状況でございます。

以上です。（「何校ありますか」と呼ぶ者あり）

小規模の学校では……、ちょっと何校まではちょっと把握しておりません。すみません。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） 何校かはあると思うんです。築上町は、小規模の学校がありますので、何校かあると思うんです。

それで、3密で今全国で、小学校、中学校などで感染が広がっているところがぼつぼつ出てきていますよね。子供たちを守るために、やっぱり3密を1メートル、2メートル、これ専門家会議の新しい生活様式ですから、無視していいものではありません。いいですよ、それは。おろそかにしていいものではないということを申し上げたいと思います。

それで、次の質問、続きですが、国会議員でつくる発達障害の支援を考える議員連名、会長代理、野田聖子衆議院議員は4日、通常の学級における発達障害児の教育の充実という観点からも、少人数によるきめ細やかな対応のための学級規模に縮小することを萩生田文科相に申し入れました。

萩生田文科相は、発達障害の可能性のある児童生徒は6.5%の在籍率、どのクラスにもいる状況だと述べています。発達障害の児童生徒のいる学級の3密対策はどのようにされていますか。

○議長（武道 修司君） 野正学校教育課長。

○学校教育課長（野正 修司君） 学校教育課の野正でございます。

通常学級に所在しているお子さんについては、先ほど申しましたように、学校によっても違いますから、なるべく間隔を広くとって行ってありますし、特別支援学級があれば、児童数自体が

少のうございますので、間隔自体は広くとっておるという状況でございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） それから、地方創生交付金の2次分の最終受付が迫っています。9月30日ですかね。内閣府は、自治体が必要と判断したコロナ対策であれば、原則として用途に制限はないとしています。小中学校への教職員の加配事業にも活用できます。学級規模の縮小に役立てる考えはありませんか。

○議長（武道 修司君） 野正学校教育課長。

○学校教育課長（野正 修司君） 今回の交付金につきましては、学校教育のほうでは、スクールサポーターということで、掃除とか朗読関係のサポートをする方を町内で4校に1名ずつ配置する予定にしております。講師の分については、今のところ予定しておりません。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） 少人数学級ですね。先ほど野田聖子会長代理も萩生田大臣に申し入れをして、萩生田大臣も発達障害のある子供たちのためにも少人数学級が求められているとおっしゃっていますので、ぜひそういう方向を考えていただいて、築上町の子供たちを守るために、ぜひお願いしたいと思います。

次に、家計支援について伺います。

西日本新聞の報道によると、吉富町は、新型コロナウイルス感染症の生活支援として、18歳以下の家族がいる世帯の国民健康保険税を減免する町独自の支援策を発表した18歳以下の均等割額を全額免除し、世帯の負担軽減を図ることが目的と報道されています。

ほかにもコロナ禍の家計支援として、夏休みの学校給食の無料化、4月から6月の水道の基本料金の無料化などを実施している自治体があります。今回、学生生活応援事業が上がっています。その他の家計支援について何か考えているのでしょうか。

○議長（武道 修司君） 桑野企画振興課長。

○企画振興課長（桑野 智君） 企画振興課、桑野でございます。家計支援について回答させていただきます。

新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援につきましては、国、県、町、それぞれ取り組んでいるところです。そのうち家計支援としまして、国の事業として全国全ての人々に1人当たり10万円を支給する特別定額給付金事業をはじめ、子育て世帯を対象に、児童手当受給世帯に対して、子供1人当たり1万円を支給する臨時特別給付金事業、ひとり親世帯を対象に基本5万円を支給する臨時特別給付金事業などがあります。

築上町においては、家計負担の緩和と地域消費の喚起のために、1人当たり1万円の商品券を配布する生活支援商品券事業を行いました。

また、今議会で高校生のある世帯や大学生本人を対象とした学生生活応援給付金事業を予算に計上させていただいております。

この事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けている築上町住民及び出身の学生の学びや生活に係る費用を支援することを目的としております。

高校生1人当たり5万円、大学生1人当たり10万円を申請に基づいて支給する予定でございます。

あと、また今後の感染状況、国、県の支援状況を見ながら、築上町に必要な家計支援を実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） 家計支援ですね。この高校生以上の家計支援、大変素晴らしいと思います。ぜひ、困っている方が本当に今多いです。町ができること等、特に先ほどの期限が近づいている地方創生交付金も活用して、ぜひ町民の方が本当に生活できるような事業をぜひたくさん、できるだけたくさん、それから、学校の少人数化もぜひお願いしたいと思います。

次に、築城基地滑走路延長事業環境影響調査計画書の公示に伴う説明会について質問します。

説明会で西八田の自治会長さんが、私たちが一番懸念しているのは、騒音、米軍が来たら航空法に基づく飛び方はしないとおっしゃっていました。町民の方が一番懸念している航空機の運航による騒音が評価項目から外されているが、それでいいのですか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 今回の調査では、騒音という項目が外れているというのは、この調査書にも書いておりますけれども、緊急時の使用のみということで、もうほとんど今の飛行形態と変わらないということで、騒音は調査をしなかったというのが、この調査書に出ているという形になりまして、基本的には滑走路の延長は、日米ロードマップ以外に、我々町のほうからもカメラミッションが今非常に騒音で住民の皆さん迷惑しております。その関係で滑走路を沖合に延長してくれと。この要望をもう5年前行って、これが我々としては実現できたかなと思っておるところでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） 今の答弁、もう何回も聞いたのはいいです。

それから、今答えていただいた分は、このあいだの説明会で防衛省がおっしゃっていたのをそ

のまま答えただけだと思います。

ただ、先ほども言ったように、住民の方はそう考えていないんですよ。だから、防衛省の説明をそのまま受け取るのではなくて、やっぱり地元の住民の方たちのお気持ちも酌んで執行権を執行していただきたいと。

それから次、昨年5月に資料をいただきました航空自衛隊築城基地の緊急時使用のための施設整備に伴う滑走路延長について。

連絡で、築城基地の海上ボーリング調査を7月から今年3月まで実施と書いてあります。

また、潮流等調査を令和元年度末から実施予定。今後、水質調査、底質調査、藻場等調査、水生生物調査を予定とあります。この今後の予定の水質と底質調査が、今回の説明会の資料では評価項目から外れています。

それから、この資料にある、このボーリング調査は行われたのか。潮流等調査はどうか。あと外れている水質と底質調査についてはどう考えますかという最後の分は、また、説明書に先ほどの町長が答弁したようなこと書いていますので、そういう答弁だったらもう要りませんので、ボーリング調査と潮流調査は、昨年行われる予定のボーリング調査、それから、令和元年度末から実施予定の潮流等調査は、どうなっていますか。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。

今回、福岡県環境評価条例に基づく評価書を作るために、一応、ボーリング調査のほうは本年度行っているというふうに報告は受けております。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） ぜひ内容も詳細にお聞きしていただきたいと思います。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 詳細、どこまでというのは、ちょっとあれなんですけど、こういう形でボーリング調査していますよということしか私どもも報告を受けておりませんので、もし九州防衛局のほうに池亀議員さんのほうが、こういうところまで資料が欲しいというふうに私どもに言っていただいて、それが情報開示ができるのかどうかというの私ども分かりませんが、情報開示できる分があれば求めていきたいと思います。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） 本年6月25日、九州防衛局から町と議会に築城基地における緊急時使用に関わる工事について説明がありました。私たちは、7月にこの工事について、九州防衛局で調査、申入れを行いました。その際、町民へのきちんとした説明を地元でも町長をはじめ

め求めている立場で話ができる新田原基地の宮崎と、6月に1市2町に説明をした。その際に自治体のほうから住民に説明するという事だったので、今後、住民説明会を開くということはないと防衛局から言われる、私たちは、築城基地のある福岡は言われました。

この立場の違いが本当に浮き彫りになるんです、交渉、申入れに行ったときに。町民へのきちんとした説明を築城基地の地元でも町長をはじめ求めるべきではないでしょうか。新田原のほうは求めているんです、町長をはじめ。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 一応、求めるときは求めていくちゅうふうな考えでございますけれど、国の調査で私どもはこれを信用していくしかないし、もし今、米軍の常駐化とか、そういう形になれば、当然、これは私は今の状況とは違うんで、防衛省と話はやっていくつもりでございますし、今んところは日米ロードマップでこれを認めておるといふ形になれば、この分は、国のやることを我々はある程度信用していくしかないであろうと、このように考えておりました、国と絶対基地反対という立場に私は立っておりませんので、基地と共存共栄という立場で立っておりますし、住民がこれ以上負担になるという考え方になれば、これはこれで解消を求めていくつもりでございます。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） このあいだの滑走路延長の調査の説明会でも、あれ住民の方から、あれだけの声が出たんです。これ説明会、住民の方は求めていると思います。町長、住民の方々からもこのあいだ意見で、基地に反対しているわけではないと、共存共栄だと、その方たちがああやって米軍が来たら自由勝手にやるんだと、ものすごく心配していらっしゃるんです。だから、そういうやっぱり説明会というのは、新田原の町長さんも求めているわけですから、やっぱり地元での説明会は開くように、最低限求めるのが、求めていただきたいということを申し上げて、この質問を終わります。

次に、町営住宅管理条例施行規則について。第2条の2の「ただし町長が特別の事由があると認めるときは」の「特別の事由」について質問します。

これは、町営住宅の第2条の2は入居者資格です。その中の3番、地方税法で税を滞納していない者であることという項目があります。それについて、滞納整理について、少しお聞きしたいと思います。

以前にも4年ほど前同じ質問をしたのですが、役所は期限が過ぎたからと言って、直ちに差押に移行するわけではありません。財産調査をする前に何度か手紙や電話や自宅を訪問するなどして催告を繰り返し、それを無視する人を悪質滞納者と評価して財産調査をすることになっている自治体が一般的です。この電話や自宅訪問をしていますか。

○議長（武道 修司君） 今富税務課長。

○税務課長（今富 義昭君） 税務課、今富でございます。

今、池亀議員の御質問でございますが、この築上町におきましても、悪質な滞納者を出さないための手だてとして、再三再四催告等を行っているところでございます。（「電話は」と呼ぶ者あり）電話自体は、基本的には行っていません。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） 一般的には、電話や自宅を訪問するなどして、そうしないと催告だけでは分からない人もいますよ、あれ来ても。やっぱりそういう親切な対応が私は必要だと考えます。

前回の質問のときにも申し上げたんですが、滋賀県の野洲市では、債権管理条例——ようこそ滞納していただきました条例を定め、滞納は生活困窮のシグナルと捉え、自治体を挙げて生活再建の手助けをしています。困難な状況を丸ごと受けとめ、心に寄り添って生活を支援するのが私たちの仕事だと野洲市の担当者はおっしゃっています。

町長に申し上げます。長い年月、生活が苦しい中、ずっと身を削り、分納を続け、滞納を減らしてきた町民の方が住むところを失おうとしていることがもしあったとき、こういう町民の方こそ公営住宅を提供することが本来の自治体の在り方ではないでしょうか。ぜひ、この「ただし町長が特別な事由があると認めるとき」の事例に入るようお願いしたいということを申し上げます。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 税の滞納があつて、そして、住宅に入りたいと。滞納の部分を税務課のいわゆる収納係とぴしゃっと契約、一応約束を結んで誓約書を入れていただいて、そのとおりにやっておるということになれば、それは、町長の特別に認める事項にはなろうかと私は考えております。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） 意外な答えでびっくりしました。ありがとうございます。

次に、4番の入札についてです。

新聞で、本年6月19日付の西日本新聞で、九州大学院法学研究院の嶋田教授が、今回の事件では「行政と議員・議会とのいびつな関係が浮き彫りになった。行政と議員・議会の関係構造を変革しなければ、真の問題解決にはつながらない」と語ったと報道されていますが、この教授の言っている「行政と議員・議会とのいびつな関係」とは、どういう関係なのでしょう。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） それは、もう九大の嶋田先生に聞かないと分からないと思いますけれど

も、いびつというか、いびつな関係という形になれば、これは曲がった関係とか、そういう形しかとられませんけど、具体的には九大の先生に尋ねていただければいいんじゃないかなと思っております。

○議長（**武道 修司君**） 池亀議員。

○議員（**13番 池亀 豊君**） この報道は、6月議会で審議になった、あの官製談合事件の中で大学の教授が述べているんです。

同じく、新聞報道によると、議員が職員に対し胸ぐらをつかむなどして、町側に執拗に圧力をかけていったと報道されています。いびつな関係とは、このことではないかと私は考えます。答弁を求めても同じ答えでしょうから。

次に、今回の官製談合事件の入札があったのは、2016年（平成28年）7月です。そして、2年後の平成30年の9月議会で、不当要求行為等の防止に関する条例が制定されています。

本年6月議会での工藤議員の質問に、この事件の最中だと思いますけど、不当要求条例の制定をして、職員についてはもし何かそういう不当要求等があれば、ペーパーに起こして、私のところに持ってきてくれと、こういう答弁がありました。

この事件の最中だと思いますけど、不当要求条例を制定してというのは、この官製談合事件の入札があった事件の最中の2年後に制定された条例のことでしょうか。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） この条例を制定したのは、たしか都市政策課のほうで大きい声を出しながら威嚇をするという状況があったんで、これを要綱から条例に変えたと、これが発端だと私は記憶しておりますけど。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 池亀議員。

○議員（**13番 池亀 豊君**） この液肥設備製造施設計画は、平成26年9月に地元説明会を開いています。そして、27年度に設計業務を実施、28年6月に告示がされています。

新聞によると、逮捕された議員は、同じく逮捕された九電工の行橋営業所長と報酬のやり取りをしていたと報道されています。

この26年の地元説明会から、逮捕された課長が官製談合事件入札告示の約2か月前に課長になるまでの約2年間も、この行政と議員・議会とのいびつな関係が続いていたと思いますが、違いますか。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） そのいびつな関係というのは、私どもちょっと把握していないし、職員みんなは例の亡くなった議員とは話はみんなしておるし、そこで報告のあるのもあれば、報告の

ないのもあるという形で、ひとついろんな観点から、もし不穏な動きがあるならば文書で報告しなさいという形には、ずっと職員には言い続けてきたところでございまして、そういうことで、何件かそういうひとつの案件は、私どもに報告があっております。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） ほかの事例ですが、平成23年11月16日に条件付一般競争入札でコミュニティーセンター新築工事（電気機械工事）の入札が行われています。これソピアだと思んですが、この入札には、このとき3者が応募し、1者が辞退、残り2者のうち1者が最低制限価格より下回る応札で失格になり、残った1者、九電工行橋営業所が1億3,230万円で落札しています。

これは、今回の事件のように築上町では入札が1者のみの場合、入札不成立となる可能性が高かったところ、形だけ出されたものであったように見えますが、このときも大学院教授の言う行政と議員・議会とのいびつな関係が私にはあったのではないかと思います。いかがですか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 我々はそういうふうには考えておりませんし、これはあくまでも池亀議員の推測という形でございましょうけども、我々はそんな方向では考えておりません。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） 平成29年3月議会の一般質問で、この逮捕された議員は、次のように発言しています。

「町長が、こうするって言ったら、半数以上は言い過ぎかもしれんけど、右に倣え、僕もその一人ですから、今までやいやい言うても、最後はあなたの出した部分について協力してきているわけですから、一回も裏切っていませんよ、僕は。11年間」、こう述べています、一般質問で。

大学院教授の言う、行政と議員・議会とのいびつな関係は、このときまで続いていたのではないですか。これ議員が、そう一般質問で言っているんです。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） それは、議員の言うのは勝手でしょうけど、私どもはある程度警戒しながら行政を行っておりますし、そんないびつな関係ではないということを申し添えます。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） 最後になります。

平成30年第1回築上町議会定例会3月議会で、平成30年度築上町一般会計予算が、賛成6、反対7で否決されました。その後、3月27日に臨時議会が開かれ、庁舎建設事業を除く平成30年度一般会計予算が再度提出されました。3月議会で一般会計予算が否決された1日か2日後、私が議会事務局で仕事をしていたのですが、町長から私の携帯に電話がかかってきて、国保の

ことで何かお話をされ、臨時議会で賛成してほしい旨のお話がありました。

私が、こんなところでそういうことを言われてもと困って返事をしていると、隣で聞いていた当時の議会事務局長と係長が、横でくすくすと笑っていました。その後、庁舎建設のお話があり、今、議員が反対しているのは、契約のことで反対しているという内容のお話が町長からありました。

先ほどの一般質問でのこの議員の発言と、町長が私に電話で話された内容は一致しています。行政と議員・議会とのいびつな関係はこの庁舎建設事業の前まで11年間続いていたのではないですか。

○町長（新川 久三君） 全くそういうことはございません。

○議員（13番 池亀 豊君） 質問を終わります。

.....

○議長（武道 修司君） それでは、これで午前中の質問を終わります。再開は午後1時からいたします。お疲れさまでした。

午前11時49分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（武道 修司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の続きです。

次に、8番目に5番、工藤久司議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 一般質問、通告に基づいて4点ほど通告しておりますので、通告に基づいてさせていただきたいと思います。

今回の質問は、やはり今、喫緊の課題であるコロナウイルスの対策、また自然災害についてということであります。ほかの議員さんからもいろいろ質問がありましたが、私の目線で申させていただきますたいと。

まず、1点目が小中学校の行事、また部活動についてということで通告をしております。3月から6月まで休校になり、本当に小学生、また中学生に限らず、高校生、大学生のことを思うと、この空白の数か月というのは、やはり人生の中でもものすごく大きな影響を与えているのではないかなと思います。

そこで、今、高校総体または国体も中止になり、春の選抜、夏の甲子園も中止になり、我が町では学校行事がどうなっているのかという、まずその部分から回答をお願いしたい。

○議長（武道 修司君） 久保教育長。

○教育長（久保ひろみ君） 教育委員会の久保でございます。工藤議員の御質問のこのコロナ禍で

の学校行事の件についてでございます。ほとんどの学校行事、集会等が3密を避ける意味から以後縮小、そして中止等、感染予防ガイドラインをもとに見直しを行なっているところです。

中止しておりますのが宿泊体験、それから水泳学習、それから遠足等が中止になっております。規模縮小には運動会、体育祭、そしてスポーツ集会、読書集会等は規模を縮小して実施していくこととしております。このような学校行事、集会等は子供たちに自信をつけさせる、そして自主性や協調性を育む有用な場であります。このコロナ禍であります、屋外で行われる体育祭、それから運動会については十分に3密対策をとりながら、規模を縮小して、保護者等の参加人数を制限をかけましたり、2時間以内で行ったりというふうに、子供中心のプログラムを組み合わせながら実施をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 中止にせざるを得ない宿泊体験とか水泳指導、遠足等々あると思うんです。これ一番の中止した原因というか、というのはやはり考えるのに授業時間を確保したいというのが、一つ大きな目的というかあると思うんです。

ここに考えるのに、一番は子供の意思がどうこの中止になったことでケアできているのか。やはり今、教育長が言われるように、やっぱりこの宿泊体験とか遠足もしかり、やはり協調性とか共同作業をする中で、社会に巣立つ、次の段階に行く上で、十分、何て言うんでしょうか、それは体験していかなければいけないことだと思う。その中止に至った、この経緯というか宿泊体験、水泳、遠足等々の経緯は、どの時点でどういう協議をされて判断されたのかをお聞きしたい。

○議長（武道 修司君） 久保教育長。

○教育長（久保ひろみ君） このような学校行事等の中止等の決定でございますけれども、これは学校が休業になりまして、再開を前にももちろん教育委員会でも十分検討いたしまして校長会に提案をいたしました。やはり現場をあずかる校長の意見というのは重要でございますので、その意見を聞きながら、宿泊体験についてはやはり宿泊をするということで、先生方の指導が十分行き届かずに、やっぱり3密になることも考えられるという点から、5年生の宿泊体験については中止をしよう、しかしながら修学旅行については何とか実施してあげたいという考えのもとから、行き先場所等も検討しながら、今の段階では実施をしたいということで決めております。

それから、遠足学習、遠足等については、どうしても水の中で接触する、そして着替えの部分があります。着替えのときにはどうしても3密を避けることができにくいという観点から、今回は水泳学習についても中止にしよう、遠足については1、2年生と6年生と一緒に遠足に行って、手をつないで遠足をするというようなところがありますので、そのところは難しだろうということで、5月25日の学校の再開を前に決定したところでございます。

ただ、これも全て何もかも中止ということではなくて、その意義と、それから今年はどういう

状況の中で、できないならできないの理由、そういうものをやっぱり児童生徒に十分理解するように学校のほうで指導をしてくださいということをお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 子供の意思もやはり尊重をしていただきたいし、やっぱりここから生まれる子供のストレスというか、やはりあるものがなくなるわけですから、それも考慮をした学校、先生たちもまた、教育委員会のほうも頑張っていたいただきたいなと思います。

中学校の部活動に関しては、最近、先ほど言った高校総体とか高体連とかかがある、中体連もあるわけで、中体連の部活動の大会とかはどんな形になっているのか。

○議長（武道 修司君） 久保教育長。

○教育長（久保ひろみ君） 教育委員会、久保でございます。中学校の中体連については、県大会は中止となりましたけれども、この地区大会においては開催をするということで実施いたしております。新人戦についても行うということで、今、計画されているところでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 何も本当に、教育長が言われるように何もかもが中止ではない、本当にそれは大事なことですし、やはり3年間頑張ってきた発表の場として、また次のステップに行くための、やはり今まで積み重ねてきたものを、自分のそのアピールする場としては、本当に必要だと思うんです。

高校のその野球でもそうだったように、できれば地区大会、それから京築の大会とかを、その大会とかではなくて、何と言うんでしょうか、交流させるような、そういうこともやはり京築ぐらいの単位で考えていただきたいなと思いますので、何かの機会にそういう提案なりをして、3年生の発表の場というのを考えていただきたいなと思います。

部活動というかスポーツ環境はそうだと思うんですけど、文化部、例えばブラスバンドとか、そういうまた文化的な発表をするクラブ活動についての経過というのはどうなっているでしょう。

○議長（武道 修司君） 久保教育長。

○教育長（久保ひろみ君） 文化的なクラブにつきまして、例えば吹奏楽とかその等につきましては、やはり飛沫感染等が、飛沫等が飛ぶ関係上、なかなか練習等もうまくできていないところでございますが、やはりそこも感染防止策をとりながら、今の時代 I S P 等を活用しながら、子供たちの発表の場を何か作っていけないだろうかということで、中学校のほうは検討しているでございます。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（５番 工藤 久司君） 提案というか、今フリーランスと言われている、例えば音楽家。聞くとところによると九州交響楽団も非常に厳しい状態だと。個々の音楽家が今、オンラインとかで演奏会をライブで配信したりとかいうようなこともテレビで見る。できれば、そういうフリーランスで今、現実生活にも少し困っている方が、学校の予算の中で、やはりこのコロナの時代に子供たちにそういうプロの音楽とか、プロのそういうスポーツとかを体験させてやるようなということを、本当に考えていただきたいなと思います。このことがお互いメリットがあるよう、音楽に限らずスポーツというものを、このコロナ禍の中で逆転の発想というか、そういうことで子供たちに提案というか、見せて聞かせてあげたいと思いますが、今、急に言われてですけども、一応教育長の中でもしそういう機会があれば、ぜひ進めていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（武道 修司君） 久保教育長。

○教育長（久保ひろみ君） 教育委員会、久保でございます。今、工藤議員の御提案でございますが、やはり本物に触れるということが非常に子供たちにも大切なことだと思っておりますので、これまでもオリンピック、パラリンピックの取組みの中でオリンピック、パラリンピアンとの体験の授業等も行ってきておりますので、今後はぜひそういう場を多く設定して、子供たちに本物体験をさせる場を生み出していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（５番 工藤 久司君） ぜひ、こういう時代だからこそそういう事業を考えていただいて、子供たちにこの町でやはり、中学校でそういう体験ができたということが次につながるような授業を行っていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

公共施設の統廃合についてということで、以前からこの質問はたびたびしているような状況です。今回、たまたま課等の設置の条例等も上がってましたし、このコロナ禍の中で、やはり少しでも効率よく事業を展開するために施設の統合等々をしていくべきだろうという観点からの質問です。

合併から、ここに書いてあるように施設の統廃合が進んでいないように思う。今現在、合併施設がどうなって統合したのか、もしあれば最初にお聞きしたいと思えます。

○議長（武道 修司君） 椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 財政課、椎野でございます。施設の統廃合についてでございますが、合併してからということでもございましたけど、ちょっと申し訳ございません。平成２８年度に策定しました公共施設管理計画で施設の保有面積数とかを財政課のほうで詳しく調査をいたしまし

た。

その中で217施設、延べ床面積1万6,258平米の公共施設をその当時所有して、すいません、16万2,058平米の公共施設を保有しておりましたが、それでその後20年間で約27%の削減をすることを目標にしております。計画から令和元年度までの時点で削減については、延べ床面積でマイナスの8,102平米、約6%の削減が行われております。

主なものとしましては、町営住宅の解体が約20棟で100平米、あと保育園が椎田保育園と葛城保育園を統合して椎田そらいろ保育園にいたしましたので、1施設減でということになっております。あと細かい施設等をいろいろ解体しておりますので、今現状、そういう28年度からの削減率になっております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 16万平方メートルてなかなか想像つかないんです、16万平方メートル、単純に800掛ける800で16万ですか、縦横800メートルの施設がある、ですよ、16万ですから。これ平成29年ですか、公共施設の総合計画の見直し何かで確定しましたよね。その中をちょっと見てみますと16万平方メートルで、問題はここに費用、約16億、年間です。ここに書いてあります。更新の費用が約年間15.9億、これが平成29年度ですから、多少なり今言う保育園が解体されたりとかなったとしても、新しく増えた施設もあるということを見ると、施設はあんまり減らなく、この維持費、また費用がこれちょっと余っているのではないかなという気がします。現状、今どうなっていますか、年間この15億9,000万、ここに書かれている金額というのは間違いはないですか。

○議長（武道 修司君） 椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 財政課、椎野でございます。議員さんおっしゃっているのは更新費用のことですか、15億というのは。更新費用が年間16億、それが今後40年間でかかる費用を、40年間で押しなべたものでございます。建物の老朽化等、建て替える部分が。現在は、その更新費用につきましては年間15億ですけれども、庁舎が30億、八津田小学校が17億というところで更新が計画、実現できるところの予算の計上しているところがその2つでございますけれども。

あと維持管理費につきましては、維持管理費ということでもいいんですか、維持管理費につきましては、年間の施設の管理表につきましては、決算統計の表にございますが、今例えばですけども、庁舎につきましては維持費が2,600万円で支所、その他等で4,000万円、児童館等で2,300万円というところになっております。公営住宅が9,000万円、し尿処理施設が2,400万円、ごみ処理施設で2億4,000万円、保育所で2億3,000万円というような

形になっております。

あとは、その他もろもろ等の経費もございますけども、その合計といたしましては、決算書のほうでお読みとりいただければと思います。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 毎年、それだけの費用がかかるということですね。

もう一つ、今の施設の中で、30年以上の建物が56%、9の耐震基準の建物が46%ということは、もう本当に老朽化しているということですね。ですから、老朽化しても維持費はかかりますよね。ですから、何が言いたいかという、ここに書いてあるとおり、そういうものを少し縮小していくこと、圧縮していくことで費用も出るし、今回行おうとしている機構改革にしても、保育園の負担も少なくなるということ。

ですから、せっかく庁舎を建てる、なのになかなかそういうものが進んでいかないという、なんというんでしょうか、行政の進捗というか、私はものすごく遅れているような気がするんです。ですから、何かを機にするのであれば、これが一番いい機会だと思う。思い切って、町長、いつも言うけど、大鉦ふるう前に小鉦で少しずつ整理していくということは、やはり住民サービスの低下にもつながらないしということを考えると、早急にやるべき大きな課題だと思いますが、町長いかがでしょう。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） これ懸案事項でございまして、私としては統合できるものはしていきたいということと、それからもう一応撤去するものは撤去していきたいということで、統合はできれば下水処理場、西高塚のジョイフルの裏にございますけれども、これ非常にもう老朽化しております。だから、これを湊の下水処理場か八津田のほうにつなぎ込む形にすれば、若干また維持費が少なくなると。

それから、社協もできれば統合して支所のほうに入ってもらいという形で今、社協のほうに投げかけをしております。それから、あと隣保館2つありますんで、これも1本にどうだろうかということでございます。

それからあと、今使っていない集会所がだいぶあるんで、この集会所の統合なり、それか撤去ということもございます。それからあと、農機具倉庫。これもほとんど使っていないんで、こういう農機具倉庫あたり、それからプールはもう八津田小学校一応、今度作らないようにしておりますんで、一応撤去という形になり、工事に入ってますけど。

それからあと、廃校した学校、これも若干は維持費かかるんで、ひとつ、用途は全くないものについては撤去もいいんじゃないかなと思っておりますし、あと企業用地等が学校跡地に来れば

すぐに撤去しなきゃいかんと思っておりますけれど、このような今、撤去していいかなというのはやっぱり、関係者がおりますんで、関係者と協議をして了解をとりながら、この撤去、統合をやっていきたくて、このように考えております。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 工藤議員。

○議員（**5番 工藤 久司君**） 何回も言っても、なかなか前向きにちょっと進まないというが、非常に皆さん、どの議員さんもそうだと思う。歯がゆいというか、本当に皆さん言っていることは、私も思うんですけど正論で、ただやっぱり行政がそれに追い付いていかないんであれば、ここは早急に改善していくべきだと思うんです。

今、町長が言われて最初に質問するの忘れてたんです。築城支所どうするかっていう、今、町長は前から社協に入ってもらいたいとか、以前はなんか図書館がどうだとかというような話もありましたが、もうすぐそこまで庁舎もできるし迫っているもので。これっってもう、大分前から議論をされている話だと思うんです、いまだに今の町長の答弁ですと、まだ決まっていないという状況。どうしますか、今言ったように、もう本庁一本になるわけで、多少の支所機能は残すにしても、あそこの支所をどうするかっていうのが、やっぱり並行して考えていかなければいけなかったのに、今聞くと、まだまだなような気がしますけど、本当に町長考えていますか。本当に町長の、それこそ町長のトップダウンで、社協を一本にしてくるよっていう、やっぱり大鉦とか決断でいいと思う、本当にしたいんであれば。このあたり、支所の取扱いについてはどう考えますか。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） あとの信田議員のところでお答えを詳しくしないと、信田議員が通告がありますんで、まずそこのところお答えしたいと思いますけど、一応今、社協にはどうするかということで社協の考え方出してくれということで申し添えてあるんで、社協は移転する、移転しない、今のままでいいという形になれば、当然社協の意向も汲まなきゃいかんだらうということで、社協の意向がまず第一決まったら、もうすぐに一応、次の方針でという形で、次の方針は持っておりますんで、それはそれで、まず社協がどうするかという、それからその形になれば隣保館もひとつ次に動いてくるという形になりますんで、そこのところを、まず社協が決めてもらって、早急に次のことを決めていくという形にしておりますんで、そこのところあと信田議員のところちょっと答弁したいと思います。

○議長（**武道 修司君**） 工藤議員。

○議員（**5番 工藤 久司君**） 遅くないですか、でも。今回の議案の中にあって、先日行われた即決の備品関係にしても、私は言いましたけど、もう12月、1月には引っ越すわけです。ここ

にある備品もそうですし、今、町長たちが使っている備品とか、机、いす、その他もろもろ再利用できるのに、それをやる時間本当にあるのかなということを見ると、もう結局廃棄するような話になってしまう。一つは、何て言うんでしょう、どこかひとつ学校か何かまとめて、町民の方に来てもらって入札じゃないけど、引き取ってもらおうとかっていうことも本当に考えてるとなると、あまりにもやるが多すぎて、でも事務の速度が遅すぎて噛みあってないというような感じがいたしますので、そこがやはり先ほど言ったように、町長が町長としてのトップダウンで部下にきちっと指導をするなりして推し進めていただきたいと思います。

ここに書いてあるとおり、今後、町民の方が役場に来たときに、あっちの課に行け、こっちの課に行けというような、そういうような事務だけは避けていただきたい。せっかく庁舎ができて、はい、あそこ行って、2階行ってください、1階に行ってください、総務産建のときに課等設置の条例変更のときに詳しく聞きますが、今考えただけでできているのかということでもいいから、総務課長でもいいです。いや、まず公民館と学習等供用施設、集落センター、これ3つありますよね、これ課違いますよね。前から思いよった空き家、管理は環境課で。空き家バンクについては企画だった、企画。ここでも前から言っていますけど、何でそんな分散化する必要があるのか、最初の事業がそうだったからみたいな回答だと思うんですけど、まさかこの後に及んで、庁舎が新しくなるのに、まだそういうような分散化するような施設の考え方っていうのを、どう考えているのか、町長でもいいです、ここはきちっとひとつまとめて、事業も一つにするし、窓口事業も一つにするし、ここに来たら問題が全て解決する、昔で言うワンストップ行政ですか、みたいな形で考えているのかどうかを、町長でも総務課長でも構いませんが、答弁を願います。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。工藤議員さんの御質問なんですけれども、そういう今さっき言いました空き家とか関係の分に関しましては、約2週間程度をかけまして、企画振興課と財政課と総務課のほうで各係の業務ヒアリングを行いました。以前には、職員のアンケートもとってございましたけども、この業務はこの課と一緒にくっつけたほうが効率的じゃないかというような意見を参考にいたしまして、今回の課等の設置条例を提出した次第でございます。

先ほど言われましたワンストップサービスなんですけれども、今回もその分を実現、一つの目玉と言いますか、いう形で行いたいなというふうに考えていたんですけれども、若干各課とのシステムの統合性がとれていない関係で、例えば今回、住民生活課という案を出しておりますけども、そこで転入者が来ましたら、お子さんがいれば小学校、保育園とかという分をそこで一括できないかなということも考えて、総合窓口課ということも考えたんですけども、若干そこ、ほかの係とヒアリングをしたら、このシステムとの統合がとれない可能性があるということ等が判

明しましたので、総合窓口的な係を設けまして、そちらのほうで申請書等につきましては、今までは1人の方が各課に行って、3回、4回申請書を書いていただくようになっていたんですけども、その分を申請書等を一本化して、住民の方に不便をかけないような形で考えている次第でございます。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 今さら言っても、もう課等設置条例の案は出てます。反対する気もありません。ただし、以前から総務課長にも言っているけども、やっぱり業務の見直しというものがやっぱり遅すぎると。いろんな問題があったやないですか、そのときにきちっとしておけば、まだまだこういう、今みたいな問題ももっともっと考える余地もあったろうし、もっともっとまとめることができたかもしれない、内容よう分からないけど、ただせっかく庁舎も新しくなるのに、まだまだそういう旧態依然なような形の事務処理の仕方っていうのは、やっぱり時代遅れというか、そこはしっかりと町長、見直せるところは見直してやることで、職員の負担、または統合することで人件費の削減等々にもつながってくるんじゃないかということなので、ぜひ、今後の課題として取り組んでいただきたいなと。

次の質問です。

職員の研修についてということで、午前中に宗議員、また池亀議員からもいろいろ、当時についての分もありました。今回は、この間の全協で説明がありました職員、あの説明を聞いたときに、ああうちの町の行政というものはそういうものなんだ、そういうことがまともに通っていく行政の仕組みなんだな、課長が大丈夫、できてるんかって、できてますと言ったらそのまま、結局できてないで、彼と言ったらあれですけども、やっぱり職員が一番悪いんだろうけど、そういう仕組みなんだと。信頼はいいかもしれないけど、結局こういう事件が起きたりすると、やはりそこには役場の体質というの疑うというか、やっぱりもっともっと見直さなければいけないというふうに感じました。

対策をいろいろ挙げてもらいましたが、もう一度、課長これとこれとこれをやります、今までできてなかったこれとこれをやりますということで、恐らく3密防止の委員会が決めたことを、もう一度この場で回答していただきたいと。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。まず今、工藤議員さんがおっしゃったように、私ども管理職のほうに部下にできてますかと言ったら、部下ができていうことも、一つは信頼しているんですけども、若干そういうところのチェック体系ですね、本当にどこまでできているのかというのができてなかったのが一つの要因であると思いますので、私たち管理職を初め係長以下、聞きとり業務を行う中で、一人一人がチェック体系を築き上げていくというの

と、一つの業務につきまして今まで一人で任せきりなところが多ございましたので、複数の人数でやることによって、Aさんが仕事ができますよと言っても、Bさんのほうがもう少し遅れているんじゃないでしょうかという分の、お互いがチェックできるような体制を作っていきたいと考えております。

また、それと私ども初め、私たちの上司で言えば町長や副町長になるんですけども、そういうところの悩み事と言いますか、そういうこういうところできてないんだけどという、気軽に相談できるような風通しのよい職場作りが人事担当としてはできてなかったのかなというのが一つの要因であると思いますので、気軽にそういう形で相談ができる仕事だけではなくて、プライベートの分も含めて、簡単に課長こういうこと、ちょっと相談いいですかと言えるような、気軽に相談ができるような風通しのいいような職場作りを心がけていきたいと思います。

またそれと、あのかとき職員に私たち再発防止委員会は、副町長を初め数名の管理職で委員会を行ってございましたけども、一人一人の職員が今後、今あるようなことが今まで業務をやった中で、私もこういうことがあったなということがあると思いますので、そういう点の部分アンケートをとって、そういう防止に向けて、今後一人一人が意識改革を持って考えていくような形で取り組んでいきたいなというふうには思っております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 数々ある不祥事、この前もありましたよね。その前もある。私らに知らされる、こういう事案というの懲戒処分じゃないと知らされないです。報道もされる、ホームページにも載る。これは以前そういうふうにしたですよ、厳しくしていくという、たしか以前いろいろなことがあったときに厳しくしていくし、公表していくというのが、前の不祥事とかそういう事案にあったと思う。

我々が知らされていない手前の事案、例えば口頭に注意するとか、ここではどうだとかというようなものって、町長、年間どれだけあるんですか。何で言うかっていうと、総務課長が全員協議会の中でヒヤリハットという言葉を使う。ヒヤリハットの先には何があるかという重大事項がある。だからヒヤリハットがうちの町でどれくらいあるんですかって、僕は思いました。ヒヤリハットのうちにきちっと対応しておけば、重大事項にはつながらない可能性があります。でも、ヒヤリハットというのは、注意しとけよ、何しとけよで、はい、分かりましたというのがヒヤリハットであったら、必ず重大事故というのはまたこれから起こるだろうと思う。

今、課長が言われたその体制とか、相談体制とかっていうことをやることで、絶対起こらないんですか。その覚悟をもうやっぱり町長していただきたいなと思う。いろんな電話がかかってきたり、会う人から築上町の行政ってどうなっているのってことを言われたときに、ですねって

う話しかないわけです。私らも議会で言うけども、やはり実務者である職員、またはそれを管理する管理職、課長、町長、副町長っていうのがやはり、僕は一番、一番地みみたいなところであると思うんで、絶対に起こらない体制を作っていくためには、もう一度提案ですけど、これ再発防止委員会とかではなくて、例えば一番実務的に関わる係長さん、係長さんクラスがこういうものを、再発防止とか、この事件の検証をさせて、やっぱり意識づけるとかっていうことっていうのも、私は大事じゃないかなと思うんですが、突然の町長、私の提案ですけどいかがでしょう。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） いい提案でございますんで、そういう一つの取組みもやっていこうと思っておりますが、一応先ほど質問があった、一步手前というのは大分ございます。というのが、始末書、顛末書、これを出させる分が大分あるんで、これ出す分は次は気を付けるからいいんですけど、出さないで埋もれた部分もあるんじゃないかなと思っておりますんで、一応これもやっぱりそれぞれの各課のそれぞれが一応気を付けながらして行って、分かってきたというのが、これを読むほとんどなんですけど。他課からみつけたというのはほとんどございませぬ。それから、住民からの通報で、これはもうちょっとサービスが悪いぞとかなんかそういう通報があるんで、もうちょっとやっぱり親切にという、そういう形は今、課長を通じて調査して、それはそれで住民対応をもう少し柔軟に親切にやらないかという指導はしておりますけれど、事務の処理の仕方では始末書、それから顛末書というのは、少し私も手元までくるんで、それは気を付けながら、皆さんである程度、何て言いますか、職員連絡会の中で、名前は言わないけどこういう事例があるんで皆さん気を付けなさいということは、私はしているところでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 本当、町長正直なんで、結構あるんですね。僕はあるんだろうとは想像できるけども、今の町長の答弁ですと結構あるんだなということ想像すると、やはりこの事件というのはなるべくしてなってしまうなという気がします。ですから、課長の管理も甘かったろうし、町長、副町長の管理も甘かったと言わざるを得ないんです。

これ一番、もう一つは、ほかの課の若い職員さんが、今回の事件をどう捉えているか、どこまで共有できているかということは大事なポイントになるかと思うんですが、各課の課長さんはこの事件を受けて、どういう指導なり報告を自分の部下にしているのか。こっちの課長さんにですけど。本来、当たり前と思いません、町長。築上町役場で起こった事件が、その課だけで、その課の周りだけで処分されて終わっていいものですか。全員が共有しなければいけない問題だと思うんです。だから起こっている、どんどん起こっているという状況が今ではないかなと思いますんで、どんな部下にこの事件なり、役場職員として各課長がどういう教授をしているのか、誰か

答えられる職員さんおればお願いしたいんですが。統一というか共有できていますか、まず。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。各課の職員が共有できているかということに関しましては、各課長に、ちょっと無責任な言い方かもしれませんが、各課長のほうが私は責任を持って、こういう事案が発生しているのではという分は、町長も訓示を職員に対してしておりますけども、いきなり町長が訓示をするよと言われたときに、職員が何のことで訓示をされているのかという、わからないところがある部署もあるかもしれませんので、各課長のほうが責任を持って、自分の部下に対してこういう事例が発生したと、今後、自分の部署の中でこういうことが発生しないように、開発防止のために各課のほうで、町全体としては総務課を通じて発信をしていきたいなと思いますけれども、各々の課のほうでそういうふうにはいただけていると思っております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） それ以上は追求はしません。各課の課長がしっかりと部下に伝達はできているという言葉を感じる。

これ今、皆さん、課長が町長すごく若返ったですね。我々が議員になった当時はみんなちょうど町長たちのぐらいの年代の方がたくさんいて、我々が質問してもなんかものすごい余裕があったんです。どんどん来いみたいな。今は見ると、俺のここに来るなよ的な、なんかこうオーラが伝わってきて、どんな質問されるんだろうかと、それは仕方ないですよ、経験が少ないわけで、若くしてなった。

でも、問題は課の課長になると、今回の事件でもそうですが処分される、現課の課長も元課の課長の補佐です。現課の課長も処分される。その辺は本当、課長かわいそうだと思うんです。処分の仕方も、私から言わせると、課長そこまで処分する事案もあれば、前回の処分は係長だけだったのかな。その前の大きな事案は、当然、町長、副町長、減給という処分。なんかこの処分の仕方も職員の中では、なんかクエスチョンマークがいっぱいあるような、そういう不信感みたいなものもあるような気がするんです。僕らがその処分のことを言うべきことじゃないと思うんですけど。ただ、同じような事案なのに、課長まで処分されたり、本人だけで終わったりというのは、こういう懲罰委員会とかそういうので決まっているにしても、なにか曖昧的なところありますが、そのあたりの基準というのがあるんですか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 懲戒処分ということで、一応事件を起こした場合、懲戒処分の委員会がございます。そしてまた、懲戒処分に関するいろんな小さな、こういう案件でしたときは即、一

応免職と、それから免職から停職6か月、それから停職6か月以内です、1か月までございます。そしてあとは減給、そしてあとは戒告、これが処分の一応基準でございます。

その基準を該当させる基準が、どれが何か月、どれに該当するというのはございまして、そこで懲戒委員会が判断していくと、そして私に答申をいただくという、そういう手順で処分がなされるわけです。その処分の一步手前が訓告と、これ文書訓告です。口頭注意よりも重めのが、これはもう処分ではありません、訓告はまだ。処分の一步手前ですよという形で、そういうひとつ事案を、懲戒委員会の中でもそれを判断するんですけど、そういう手順で処分をやっておるところでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。職員の処分についてですけれども、築上町においては、築上町懲戒取扱規則というのがございます。それに基づいて処分を行いますけれども、処分にする前に、例えば、今回の事案があれば、まず、どういう事案が発生したのかということにつきまして、各所属長から報告書を上げていただきます。報告書に基づきまして、人事秘書係のほう当事者並びに当時の関係職員等の分を聞き取りを行って、それを取りまとめて、懲罰委員会のほうに諮るような形になっております。だから、工藤議員さんがおっしゃられたように、同じ事案でも、そういう報告書に、一人一人に聞き取り調査を行った結果、重たいものにあるのか、軽いものであるのかというのを懲罰委員会の中で議論していただくために人事秘書係のほうで、そういう資料を作成しております。今回の件につきましては、町の中でどう取り扱うべきかというのは、全員協議会のほうでお話、副町長のほうからお話をしておりますけれども、顧問弁護士等にも相談をして、最終的に委員会の中で決定していきたいと思っております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 面倒くさいので、面倒くさいというかです。僕はどんな事件があるろうと、今、課の起こっている事件、やはり、僕は課長が責任を取るべきだと。ですから、事案の内容によって、確かに、本当に、町に損害を与えたとか、築上町に迷惑をかけたとかいうのと、内部的なものとかあってあるんだろうけど、処分をされるということに関しては、第三者が見たらあまり変わらないですね。ですから、課長または職員がもう1回ふんどしを締め直すのであれば、そこはもっと厳しく、逆にそれぐらいあってもいいのかなというような気はします。ただ、今回の場合は、処分された彼は、以前にも四、五年か何かで処分されておりますよね。なのに、また今回というのは、やはり、人事のほうとか、配置とか、いろんな問題があったんじゃないかなと思って。助けられたということが、本人が1番悪いんだけど、まだまだあったんじゃないかなと

いうことを考えると、そのあたりの人事とかも、しっかり今後考えていただきたいし、もう少し課の課長さんが威厳を持って事業を進めていていただきたい。こういうことがないように、ということをお願いして、この質問は終わります。

最後です。危機管理についてですが、築上町の危機管理者の最高責任者は町長で間違いありません。間違い、はい。

コロナウイルスの対策として、時間もないです、簡単でいいです。築上町が独自で行った施策についてをお答え願いたいのと、その効果、検証をしているのかどうかを簡単でいいです。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。

これは6月議会も何人かの方から御質問がございまして、検証はできているのかということでしたけども、実際に一つ一つの案件についての検証は行っておりません。ただ、独自でいいですか、国の緊急事態宣言が出てから、町として、どういうふうの一つ一つの施設とか、学校の関係とか、いろんな関係につきましては、各々各本部、対策会議、本部会議を今まで11回開いておりますので、その都度、事務局として提案、町長のほうが本部長として提案していただいて、各課長さんが今メンバーになっておりますので、その中で議論をしていて、今まで取組みを行っております。しかしながら、住民の方にいろいろ啓発関係の分を行っているおかげで、住民の方のほうも御理解いただいている関係で、残念ながら3名の方が感染者が確認されましたけども、感染の拡大については抑えられているのではなかろうかなというふうに考えております。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） コロナ禍で、皆さんがいろいろ質問出ていましたが、目に見えない敵と対峙していく中で、子供も大人もすごいストレスがあると思う。今までできていたことができない。行けるところが行けない。様々な制約が今あると思う。これ、町長にちょっと苦言を呈さないけんですけど、ある方から連絡があって、町長のフェイスブックに、町長が東京に出張に行った。そしたら、フェイスブックに会食の面が載っていたというようなのは本当ですか。町長、僕は、苦言というか、町長が公務で東京に出張するのは全然構わない。やはり、築上町の町長。ただ、こういう場所に行ったりとかすること。だけ、私は聞いたんです。最高管理責任者は町長ですかって。今、私の友人でも、この間東京に行ってきて、電話かかってきて、しばらく会えないから、家の中でも隔離されているって言う。そこまでせんでいいでしょうって言うけども、やはり、こういう状況の中で、そういう最大の配慮をしている方もいるわけです。ですから、この事実を町長、もう終わったことかもしれないけども、これからも出張あると思うですね。私が町長にお願いしたいのは、これ1日やないですよ。朝一で行って、せめて夕方帰ってくるとか、それがやはり、このコロナ禍に対する最高責任者の、また長として、できることだと思う。

ね、町長、いかがですか。そういう話を聞くと、ちょっと悲しいので、僕は、町長、そういう配慮というのが最高管理責任者のなすべき姿だと思いますが、いかがですか。簡単に町長。時間がない。もうちょっと。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 一応、東京3回ほど行ってきましたけど、1回だけ、教育創生会議というのがございまして、ここで会食があったんで、皆さんと一緒に、よその首長さんと一緒に会食はさせてもらっている、意見交換させてもらったという、あとの2回は会食は全くやってないということでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 何回も言いませんが、僕は最大限の配慮をしていただきたい。町長、もし、かかっていたら、役場がかかってしまうわけです。我々もそうかもしれない。ということ考えると最大限の感染予防の努力をする立場のある最高責任者の方ですから、僕は、もう少し、これからも機会があると思いますので、十分な配慮をお願いしたいと思います。

コロナ禍と今回の自然災害、これは本当に今までのノウハウが通用しないと思うんです。4月の豪雨災害での避難所の出来事。課長、知っていますね。課長言いました。ここで言いましょうか。ある避難所で、こういうことがあったそうです。避難所に行っている方が、何組か避難所に避難している。朝、その方が帰って、そしたら、もう1人いる方も、ああ、閉めるんだなということ帰った。そこで職員は、何も声をかけずに帰ったところ、まだまだ状況的には避難所を閉鎖するような状態ではなかったかもしれない。そしたら、そちらの息子さんから、役場は帰すんかという話があった。一言声をかけてやれば、その方はまだおられたのに、荷物をまとめている役場の職員の姿を見て、帰らないかんだということ勝手に勘違いしたとは思いますが、というようなことも、7月の豪雨災害でありました。今回の、課長言わんやったかな、今回の台風、これは町長とか、国土交通省が物すごく、コマーシャルで、大変ですよ、早く逃げてくださいというような、命の危険に関わることもかもしれないのでということで、避難所にも、200名以上の方が行ったと思うんです。そういうことも含めた中で、今まで対応していたことが通用しないような今のこの状況の中で、この7月の豪雨と今回の台風で、築上町の防災に対する意識というのをどう変わったのか。今までどおり、来なかったからよかったわなのか、いやいや、これから本当にまずいねということで、こういうことを学ばせてもらってものがあれば、町長でもいい、御回答をお願いします。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。

今、工藤議員さんがおっしゃった件につきまして、総務課のほうにも、その件につきましては御連絡がありました。その件につきまして、その当時の避難所を担当している職員に、こういうことがあったのかというのは、確かに確認をいたしました。本人たちにしてみれば、工藤議員さんおっしゃるように、一言かけて、片づけをすればよかったんですけど、職員がちょっと、そういうところの心がけとといいますか、一言かけないまま、2世帯の方がいて、1世帯の方の分が帰られたんで、その方たちが使った毛布とか、いろんな各種の分を片づけたというような報告を受けております。だから、今後、そういう対応につきましては、一人一人が心がけをして、そういう形で対応して、住民の方に不愉快な思いをさせないように対応させていきたいと思っております。

あと、今後、変わったのかということなんですけど、確かに、今までも対応しておりましたけども、今年度は、そこにコロナ禍の関係がございますので、避難所の運営については、職員のマニュアルを、コロナ禍対応のマニュアルを再度作成をいたしまして、職員に対して研修会を実施しております。いま一度、そういう今まで以上に、そういう責任を持って、避難所の運営に当たるように、職員には逐一徹底を図っている次第でございます。

ただ、今回、住民の方から、私たち職員にとっては、うれしい連絡というのがありまして、私は、ソピアのほうで避難をしていたけど、職員の方が親切丁寧にいろいろ対応していただいたというお褒めの言葉をいただいたことに関しまして、私たちも、職員として、そういうふうに対応できたんだなというふうに思っております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） もう時間がありません。最後に、7月の豪雨災害のときには、築上町全域で避難勧告を出した。台風は避難勧告仕方ないと思うんだ。7月の豪雨災害のときに、築上町全域に避難勧告を出した町のイメージ、非常に、これは、僕は、何で出したんだろうと思う。いろんなところから電話かかって、「お前のところ、大変みたいだね」、全然大変じゃなかった。全然とは言わない。いろんな人から電話かかってきて、「どこに避難したらいいだろうか」、「そこ危ないですか」、「いや、そうでもないです」、「いや、テレビで、築上町全域で避難勧告で出たんです」、この避難勧告を出す、すみません、最後、基準だけ教えてください。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。

避難勧告の基準ですけども、大雨とか、暴風雨の関係で、災害のおそれがある場合に、気象庁のほうから、今後大雨が続くよとかいうやつの方の連絡をいただきまして、最終的に、町長、本部長であります町長と相談をして出した次第でございます。そのときは、寒田地区のほうで、1日半ぐらいで、400数十ミリの雨が降っております。城井川水系等の分が増水が見込まれる

ために全域でということ、海側のほうは、そこまで、城井川水系関係か、河川の関係の分が関係はない可能性もあったかもしれないんですけども、万が一のことを考えて、全域で出したらどうかということ、最終的に町長の御判断で避難勧告を出した次第でございます。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 工藤議員。

○議員（**5番 工藤 久司君**） 本当に安心安全な町築上町が避難勧告を出してしまうと安心安全ではなくなるんですね。ほかの地区は地域に限定されていた、全域で出したところもあると思いますが、何々地区、何々地区というようなところもあったような気も、何で、うちだけ出したんだろうと。最初の質問のあった、築上町に住む理由は何ですかという、さっきの公共施設の中にあつた言葉に、安全だからという言葉が1番多いんですよ。築上町は。でも、こういうことを、言い方悪いですけども、面倒くさいけ、もう、危ないから、避難勧告全部出しとけっていうような考え方だけは、町長、今後も、もっと状況を把握して、消防も出ていますので、その時はですね。そういうものを情報収集をして、本当に危ないところを随時出していくとかということにしないと、面倒くさいから出しとけみたいなのが非常にイメージ悪いですよ。でも、ほか、どこがそんなにありました、7月に。僕は消防で出ていましたけど、そんなに、危ない危ないって、報告ありましたか。最後、じゃあ、それだけ答えて終わりにしたいと思います。

○議長（**武道 修司君**） 時間が、これ最後なんで、町長、答えて……。

○町長（**新川 久三君**） 一応、避難勧告ということで、これはやっぱり慎重に出さなきゃいかんけど、大雨の警報とそれから土砂災害の情報が出ておりました。もう築上町は全部ほとんど山間地でございますんで、土砂災害の分も含めた形で、全域という形で出させてもらったと、これで、いい加減に出したわけじゃございませんので、そのところは理解してください。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） お疲れさまでした。

.....

○議長（**武道 修司君**） それでは、ここで一旦、休憩といたします。

再開は午後2時10分からといたします。お疲れさまでした。

午後1時59分休憩

.....

午後2時10分再開

○議長（**武道 修司君**） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、9番目に、**9番、信田博見議員**。信田議員。

○議員（**9番 信田 博見君**） 本議会最後の一般質問でございます。時間もたっぷりございます。

ゆっくり質問したいと思います。

今回は2点通告をしております。買い物支援と図書館についてでございます。

町長が、私の質問があるからということで、工藤議員のときに、私のときに答えますということで、非常に御配慮ありがとうございます。そこまで配慮してくれんでもいいのにと思いましたけど。

この買い物弱者、弱者とも言うし、難民とも言うし、困難者とも言うし、困窮者とも言うし、いろいろ言われていますか。今、店がない、車がない、バスがないということで、非常に我が町も、そういう買い物支援が必要な方がたくさんおられると思うわけです。今までにもたくさんの方たちが質問しておりますが、なかなか前に進めない、進まないというのが現状であると思います。高齢者も80歳を大体境ぐらいに免許証の返納というか、返納される方が非常に近頃多いと。私ももう免許証返したよ、返したよという報告があっております。そんな中、私も実は5月で70になっちゃいました。町長はもう74ですか。ということで、私の1つ上が団塊の世代になる。私は団塊に入らないんですけども、今、71、2、3、4ぐらいが団塊の世代、4も入らんのかね。じゃあ、71、2、3ぐらいが団塊の世代。それで、その団塊の世代の人たちちゅうの、今1番人数が多いわけですよ、人口が。その人たちが80歳になる頃には免許返納というのがあるわけですよ。ですから、これが近づいておるということで、また、どんどん増えるでしょうけども、免許返納というのをなるべく早く返納してほしいというのが、地域の人たち、国にしろ、町にしても、だと思っんですね。そうしないと、あんな悲惨な事故が起こったりとかするわけですが、しかしながら、田舎に住んでいる人たちとかいうのは、やっぱり、買い物に行かなきゃいけない。飯食っていかなくちゃいけない。だから、車を手放せねえんだと、だから、免許はまだまだ返納できないんだというんで、しっかり頑張っておりますけれども、こういう人たちに対して、買い物支援が確立されたならば、早目早目の返納も可能になってくるわけです。ですから、早目の対策をお願いしますという今回の質問なんですけども、それから買い物に不自由されている方というのは、食事がしっかりできていない。自分が食べたい物も食べられないかもしれないけども、栄養面とか、いろんな面で不足してくるわけです。そうすると、病気になったりとか、あるいは、介護が必要になったりとかするわけですよ。そうなった場合は、町の町の方の負担も結構大きくなるということでございます。やっぱり、皆さんは、やっぱり、もう皆さんも一緒だと思っんですけど、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるというのが目標だと思っんです。

そこで、買い物に困っている人というのは、山間部の人たちだけじゃなくて、町のほうにも、そういう人がたくさんおられるんじゃないかなと思っんです。今、町独自で買い物支援に対する対策はあるのかと。何か考えていることはないのかと。これは、福祉課、福祉課ですね、ちょっとお願いします。

○議長（武道 修司君） 種子福祉課長。

○福祉課長（種子 祐彦君） 福祉課、種子でございます。

ただいま御質問にありました、高齢者に対する買い物支援の町独自の施策ということですが、現在のところ、残念ながら、町独自の施策としては実施に至っておりません。シルバー人材センターがしている、わくわく生活向上サロンや、同じくシルバー人材センターが、時間は限られますが、ワンコインサービスなどを活用して、買い物支援につなげているところでございます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 信田議員。

○議員（9番 信田 博見君） それでは、町として、今、うちの町内で、本当に買い物に困っているんだという人たちの調査、要するに実態調査とかは実施してないのかと、あんまり聞いたことがないんで、恐らくしてないんだろうなと思うんですけども、してないのかと、これからはする予定はないのかというのを聞きたいと思います。

○議長（武道 修司君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 3月議会でしたか、田原議員が買い物難民に対してのする気あるのか、ないのかという質問をいただきまして、その後、吉富町がエフコープでやっておりましたし、あと、道の駅という、他の道の駅が車を改造して回ったりという形で、視察とか、職員に視察とか等、検討はさせて、なかなか現実までには至っておりませんが、今年来の検討になっておりますので、ここ一番、この前、香春の直売所に行ったら、やはり、香春の、直売所ありますよね、あっこ。新しい交差点。あそこで、やはり、移動販売車の車が1台ぼんと止まっていたのを見て、すぐ写真を携帯に撮って、店長にあるぞということで見せておりますので、そういう点を含めて、本当に、今度の地域の臨時交付金の検討の中で、そういう金を利用するところはできるかもしれませんので、真剣に考えていきたいなと思っております。もちろん、メタセの杜も、できるかどうかも含めて、本当に検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 信田議員。

○議員（9番 信田 博見君） 田原議員の質問のときに、メタセの杜でもという話を副町長やっていましたよね。その後も、結局、話は進展してないままなんです。そういうことで、今ちゃんと実態調査という提案ないんですか、福祉課、分かる。

○議長（武道 修司君） 種子福祉課長。

○福祉課長（種子 祐彦君） 福祉課の種子でございます。

ただいま御質問にありました買い物弱者等への実態調査についてでございます。買い物弱者、買い物にちょっと困っている方という形での実態調査のほうは実施しておりません。ただ、地域

福祉計画や高齢者福祉計画をつくる際に、アンケート等を実施しているのが実情でございます。そのアンケートの項目までは、すみません、ただいま手元にはございませんので、ちょっと御説明できませんが、その中で、そういったものにつながる問い合わせ等があれば、別途、ちょっと集計をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（**武道 修司君**） 信田議員。

○議員（**9番 信田 博見君**） ぜひ、実態調査をやってほしいと思うんですよ。我々も数名から、いろいろ、どうか、買い物、どうかならんのという話がありますが、どれだけの人がそういうふうに思ってるのかちゅうの、我々もちょっと雲をつかむような感じなんで、でも、たくさんいるだろうなというのが私の考えです。ですから、我が町にどれだけの人が買い物に困っているのかというのを、まず、その実態調査してほしいですね。よろしくお願いします。

それから、オンライン買い物システムの導入とか、いろいろ書いていますけど、これは私が勝手に考えたことなんで、できるのかどうなのか、全く分かんないんです。それから、社会福祉協議会に委託している配食サービスにお願いできないかということも書いております。今、ネット時代、インターネットで何もかも買えると、例えば、アマゾンとか、楽天とか、ヤフーとか、どんな商品でも、どんな品物でも、食べ物でも、何でも、パソコンから、スマホから、ぼちっとするだけで買えるんですね。今日申し込めば、明日も配達してくれるんです。そういう時代なんで、それがお年寄りにできれば、誰でも購入できるんで、そんなに買い物困窮者、買い物困難者にはならないんじゃないかなというふうに思うんですよ。でも、それが悲しいかな、わしゃあ、もう、スマホとか、そういうのはいっそん使わんとか。コンピューターとか、パソコンとか、もう一切知らんとか、そういう方が多いと思うんですけども、国の統計では、今回のコロナ禍の中で、ネットで購入するお年寄りの方がたくさん増えた。カードを利用したということで分かるらしいんですけども、そういう増えたそうです。でも、一般商店でカードを使う人が非常に減ったそうです。だから、どうなのか、ちょっと分かりませんが、やっぱり、家から出られない、人に会わないようにするためには、ネット通販が一番いいのかなと思ってはおりますが、そこで本当に簡単にぼちっとするだけで、家居られるわけですよ。ですから、スマホとか、パソコンとかを、お年寄りが使えるようにしてあげれば、自分で注文して、配達してもらえることができるとは思いますよ。今、ユーチューバーというのが非常にやっています。ユーチューバーの90歳を超えたユーチューバーさんも実際おるんですよ。ですから、本当に自分が困っているならば、一所懸命勉強して、あるいは、行政から、ちゃんとスマホ教室なんかをして勉強していただければ、それも非常に可能なんじゃないかなと思うんです。ただ、私が思うのは、アマゾンや楽天さんから買うのもいいんですけども、それでは地元の商店が潤わないわけです。ですから、できれ

ば、地元の商店、築上町の商店街、商工会も盛り上がっていただきたいということで、オンラインショップというのかな、楽天市場の築上町販みたいなのがこの町にできないのかと、できたら、そのショップに町の商店さんが品物を持ってくれりゃあ、いいわけなんで、何かできそうな気がするんですけど、ちょっと頑張れば、どうなのでしょう。だから、ここ辺に詳しい課長さんとか、副町長とか、町長、いません。町長はあんまり分かん。町長。

○議長（武道 修司君） 種子福祉課長。

○福祉課長（種子 祐彦君） 福祉課の種子でございます。

高齢者に対する買い物支援ということでの御質問なので、福祉課のほうで回答させていただきます。

ただいま御意見いただきました内容かなり魅力的でもあるんですが、議員さん御本人がおっしゃっていたように、ハードルもかなり高い。町のほう独自でショップを経営し、ネット上に載せる。当然、通信環境については、幸い築上町のほうはビビックで光回線が網羅されている訳でございますが、実際に使われる方がその操作に対して、どの程度、対応できるか。あと、特に町内のお店での買い物をするショップをつくるとなると、そういった配送方法や支払い方法、決済方法等の問題が多々あると思います。これを進めていくのであれば、福祉課単独ではなく、全庁的に協議を進めながら慎重に検討していく必要があると思います。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 信田議員。

○議員（9番 信田 博見君） 今のところ難しいということですね。

それで、今度コロナの関係で、都市部が主だろうと思うんですけども、ウーバーイーツというのが非常にはやったというか、非常に力がとか、発展してきたというか。この前、高速道路自転車で走っていましたが、そんな感じで、そういう人がどんどん増えているということで、配達する配送のことをちゃんとやれば、そういうこともできるのかなと私は思っております。これはもうできないということならば、これで終わります。が、次ですね、社会福祉協議会が今弁当配布していますよね。社会福祉協議会、弁当配布していますよ。多分弁当配布して、空弁当を持って帰る。じゃなくて、配布したときに注文を受けて帰る。あるいは、パンフレットみたいな持ちちょっと、何が欲しいですかって、その場で、ぱぱぱと入れて、そしたら、すぐ、どっかの本部にそれが行くわけですから、すぐ用意ができるわけだから、次に行ったときに、あるいは、弁当空を回収に行ったときに品物が配達できるというようなシステムも考えたらできるんじゃないのかなと、私は勝手に考えたわけ。それで、そういうふうに書いてはいますが、すぐにはできなくても、いろいろ考えて、これはできやせんです、課長。

○議長（武道 修司君） 種子福祉課長。

○福祉課長（種子 祐彦君） 福祉課の種子でございます。

社会福祉が実施している配食サービスの活用ということで御質問が上がっております。実を申しますと、社会福祉協議会のほうから、以前、そのような提案がございました。内容といたしましては、配食サービスのついでに、御用聞きではないですが、そういう形を実施できないかという御相談があったんですが、ちょっと新たな財政支出等が必要になりましたので、その当時は見送ったというふうに聞いております。今後もそういった提案がなされるようであれば、提案だけでなく、こちらのほうからも、ほかの自治体等の情報収集しながら、一つ、検討の課題、一つとさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 信田議員。

○議員（9番 信田 博見君） 配食の、軽の箱バンに乗って配っていますよね。回収にも寄っています。その人たちは、ただ、配って持って帰るというだけでは、そんなにたくさんの日当も給料も払えないと思うんですけども、こういうことを一緒に乗っかからせることによって、たくさんの収入を得ることができるのではないかなと思うんですよ。

それから、注文を受けた品物をそろえたりするためにも、やっぱり、そこにいろんな雇用が生まれるだろうし、また、地元の商店も幾らか潤うだろうし、そういったことも、ぜひ、これから考えてもらいたい。これはネットでやるとかいうよりも、これちょっとアナログ的な方法ですけども、そこ辺からでも解決していくしか手がないのかなと今思っておりますので、よろしく願いいたします。

この買い物支援に対しては、これで終わります。

次、行きます。

図書館についてということで、この図書館も、前回、いつだったか忘れてしまいましたが、1、2年ぐらい前に図書館についても質問いたしました。その後、図書館の職員さんを研修に行かせていただいたりとか、そういったこともやっていただいたようであります。ありがたく思っております。

新庁舎が出来上がります。そうすると築城支所が空くわけです。先ほど町長が工藤議員でも言われていましたように、支所に社会福祉協議会、両社会福祉協議会を入れてもらって、一つにまとめるんだというような話もありました。この支所に図書館を、支所に持って行ってほしいと、支所に図書館を設置してほしいという町民の中からそういう声が上がっております。1階、2階とありまして、最初は2階のほうでもいいですよみたいな感じでしたが、2階でたくさんの本を上げると、その重さで2階の床がもたないということで、1階しか、それは無理だという話もありました。そうすると1階しかできないわけですけども、1階に図書館をとすることは可能です。

か。また、どこまで、その話は進んでいますか。誰に。

○議長（武道 修司君） 石井総合管理課長。

○総合管理課長（石井 紫君） 総合管理課の石井でございます。

信田議員の御質問でございますが、築城支所利活用検討委員会の事務局としてお答えさせていただきます。

支所の利活用については、まだ決まっておらず、現在も検討中でございます。

この図書館案について、少し説明をさせていただきます。

新庁舎に移転後の築城支所の利活用について、昨年の7月から今まで計4回検討委員会を行っております。当初より、図書館や社会福祉協議会、人権センターの移転案など、複数の案について検討を行っております。図書館につきましても、1階のみの場合や1階や2階の場合などの案もございます。いずれにいたしましても、改修工事なども必要ですし、ただ、本を移動させるだけの移転では意味がないと思います。世代を問わず、町内外の皆さんが利用できる図書館、まちづくりの拠点となるような図書館を造るには、構想や準備等に時間がかかるのは必要だという意見なども出ております。

また、新庁舎が完成し、移転した後、新庁舎での執務等が軌道に乗って、その状況を見ながら利活用の検討をしてもよいのではないかという意見もございました。

このようなことから、検討委員会では、新庁舎の運用の状況や各課の業務状況も考慮しながら、先ほど述べました案について、今後も継続して検討していくところでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 信田議員。

○議員（9番 信田 博見君） まだ完全に決定してないということでございます。先ほど町長が信田議員のときに答えますということで、町長の考えとして、支所はどのように利用したいと今考えておるのか、お願いします。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、今課長の言った案で考えております。というのが、1階図書館、2階は社協に入ってもらおうと。ただし、社協が入るか入らないかというのが、まだ、これが確定してないということで、文書をもって、どうするかということで、社協のほうに早く意思決定をしてほしいというところまでは、今、社協に申し入れております。社協がもし入らないという形になれば、1階それから2階の一部も、図書図書館の利用にできるような形でいったほうがいいんじゃないかなと私は思っておりますし、一応、支所活用委員会、利用委員会ですか。ここはなかなか結論出ないんですね。ああでもない、こうでもないという結論ですので、図書館でいったらどうかという、私はちょっとアドバイスしておるところでございますし、もし、社協

が入らなければ、また、ほかの分も若干2階に持ってくる必要があるんじゃないかなと思っておりますし、そういうことで、ある程度、社協がどうするかということで、もうちょっと具体的なことが決まってくると、このように考えております。

○議長（武道 修司君） 信田議員。

○議員（9番 信田 博見君） 両社協も、両方共にお風呂もありますし、なかなか、はい、はいと言って、支所には難しいのかなと私個人はそう思っていますが、ぜひ、支所に図書館ということで進めていただきたいなというふうに思っております。

1番は終わりました。2番。

前回質問したときに、苅田町、よその図書館では、いろんなイベントをやっていますよということを話しました。子供たちをはじめ町民の皆さんに親しみやすい図書館にするために、いろいろイベントをやってくださいということを言いましたけども、今、どういう取組みをしているのかというのを聞きたいと思います。

○議長（武道 修司君） 古市生涯学習課長。

○生涯学習課長（古市 照雄君） 生涯学習課、古市です。

先ほどの質問ですけれども、今現在、図書館でのイベントについては、ここ最近というか、コロナの関係で、当分の間、閉鎖をしておりました、閉館をしておりました。そして、事業につきましては、例年であれば、おはなし会であったり、夏休みの子供工作教室であったり、ブックリサイクルであったり、いろいろ、小さい図書館ながら、工夫を凝らして取組みをしております。

今現在の取組みとして、9月から、また、おはなし会を開催をする予定にしております。おはなし会であったり、今回のコロナの休館の際には、学童保育に図書司書が出向きまして、子供たちに本を読んだりとかという取組みも行っております。

また、ブックスタート事業についても取組みを行っております、ただ、今まで、本を、絵本を読んだり、4か月健診のときに本を読んだりとかいうことが今できませんので、ブックスタートということで、絵本を渡すということは、直接的にはないんですけど、開催をしております。

先ほども申し上げました、今現在、築上町図書館については、蔵書7万冊の本当に小さな図書館です。ただ、司書が、職員が2人、図書司書が3人おります。その司書の方々がどうやったら図書館に来てもらえるか、今の図書館をどうやったら魅力ある図書館ということをキーワードに発信ができるかというところをいろいろ考えながら取組みをしているところです。

以上です。

○議長（武道 修司君） 信田議員。

○議員（9番 信田 博見君） 本当にありがたいことだと思っています。このコロナ禍がなけれ

ば、もっともっと進んだのかなと思うんですけども、コロナの関係で、なかなか、そうもいかなかったということだと思います。これからも、しっかり取り組んでいただきたいと思います。子供たち、楽しければ、図書館訪れるわけですから、ぜひ、いろいろ工夫をしていただきたいと思いますふうに思います。

3番目、読書通帳の利用周知ということで、これも町民の間から、こういう読書通帳、貯金通帳のような読書通帳というのがありますよということで、これできませんかということで、当時総務課長にお願いしたんだっただけかな、ありまして、もう早く、即取り組んでくださって、これを取り入れていただきました。この築上町で、こういうのがありますよというのをフェイスブックなり、何かで、いろいろ発信している人もいました。それで町内外からいろんな、築上町、図書館すごいねという意見もあったようでございますが、その後、コロナということで閉館と、これもなかなか前に進んでないのではないかなと思うんです。この図書通帳、非常に面白いというか、うちの孫たちも、こんながあるんなら、私、図書館行くよと、今まで自分が読んだ、購入したら、これが500円です、1,000円ですと横に載るわけです。ですから、合計したら、私はもう何十万円の本を読んでもらうよみたいな気持ちになるようであります。ですから、非常に面白い取り組みだと思うんですね。これ、もっともっと周知徹底していただければと思っております。図書館が9月からでもですね、もっともっと町民に周知をしていただきたい。もう1回課長お願いいたします。

○議長（武道 修司君） 古市生涯学習課長。

○生涯学習課長（古市 照雄君） 生涯学習課、古市です。

今、信田議員が言われた読書通帳、こちら、今日、私の持ってきているんですけど、こちらになります。議員の皆さん、すみません。この機会ですんで、読書通帳、図書館に行ったら作れますので、会員になって、その後に読書通帳作っていただければと思います。

こちらの取組みについても、昨年再編交付金事業で、図書システムを入れ替えました。その際に読書通帳の導入を行っております。これの目的としたら、先ほど言われましたように、通帳の中に今まで読んだ本が記入ができる。そして、通帳と同じようですので、今まで読んだものが確認できるということで、これも、また、いろいろ配布方法であったり、事業展開考えていたんですけど、コロナウイルスの関係で休館をいたしまして、今現在進んでないのが状況です。ただ、今の計画といたしましては、学校の児童生徒ですね、小学校、中学校の児童生徒にこの読書通帳を渡してもらって、ただ、渡すのだけではなくて、これを渡して、その中で学校の授業として図書館に行ってもらう。そして、そこで本を借りてもらう。そして、記入する。そうすれば、自分が読んだ本、借りた本というのが入りますので、そういったところの一貫性を持った読書通帳の活用をしていきたいと思っております。

そして、あとほかには、例えば、母子手帳の交付であったりとか、そのときに、まだ、お父さん、お母さんとかに読書通帳を渡して、そして、読み聞かせとか、胎教とか、いろいろありますんで、その中で、子供に読んだ本、こんな本を読んだんよとかというのを記録として残したりとか、あとは、ブックスタートのときに、4か月健診のときに渡して、また子供に本を読んでやる。そして、また、これを記念として取っていく。そういった事業をやっていききたいなと思っております。

また今後、今、なかなかその事業ができないというところが正直言っておりますけど、やはり、いろんな形で、町の人が図書館を使う、図書館に来てもらうというところを取り組みながらやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 信田議員。

○議員（9番 信田 博見君） 非常に面白い取組みで、町民の皆さんがやっぱり図書館にまた読書に親しんでいただくためには非常にいいことだと思っておりますので、これから図書館が支所になって、があつと広がって、すごい図書館ができるんだというのを前提に、もっともっと頑張ってくださいというふうに思います。はい、どうぞ。

○議長（武道 修司君） 古市生涯学習課長。

○生涯学習課長（古市 照雄君） 生涯学習課、古市です。

今、私も、生涯学習課も、先ほど言いました築城支所の利活用検討委員会のメンバーに入っております。生涯学習課としては、図書館をぜひ支所のほうにということで提案をしております。いろいろ意見が今現在出ておまして、まだ決定までは至ってないんですけども、生涯学習課としては、今、図書館を支所のほう、そして、ただ、本を借りるだけではなくて、図書館に行く。社会教育施設はいろいろ箱物というのがありますけども、図書館というのは本があつて、そして、そこで本を読む時間、そして交流ができる。決して静かな図書館ではなくて、もう、わいわい、がやがやした図書館が1階にあつて、2階はというところで、いろんな、わくわく感持ちながらやっているんですけど、こちらのほう、また、先ほど言った、図書館、支所の活用をぜひ図書館のほうでも、もう推進というか、また今後提案をしていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 信田議員。

○議員（9番 信田 博見君） ありがとうございます。よろしくお願ひします。古市課長に任せとつたら、もう安心という感じですけども、町長、あといいですか。いいですね。ということで、よろしくお願ひします。

以上で終わります。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

これで、本定例会の一般質問は全て終了いたしました。

○議長（武道 修司君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時45分散会
